

平成26年第2回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成26年3月6日(木曜日)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1 号 人権擁護委員の推薦意見について (町長提出)
- 日程第 3 議案第 2 号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 4 議案第 3 号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 5 議案第 4 号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 6 議案第 5 号 那珂川町体育施設条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 7 議案第 6 号 那珂川町カタクリ山公園条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 8 議案第 7 号 那珂川町下水道条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 9 議案第 8 号 那珂川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 10 議案第 9 号 那珂川町水道事業給水条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 11 議案第 10 号 那珂川町老人生きがいの家条例の廃止について (町長提出)
- 日程第 12 議案第 11 号 平成25年度那珂川町一般会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 13 議案第 12 号 平成25年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 14 議案第 13 号 平成25年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 15 議案第 14 号 平成25年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 16 議案第 15 号 平成25年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)

- 日程第17 議案第16号 平成25年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について
(町長提出)
- 日程第18 議案第17号 町道路線の認定について
(町長提出)
- 日程第19 議案第18号 町道路線の廃止について
(町長提出)
- 日程第20 議案第19号 平成26年度那珂川町一般会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第21 議案第20号 平成26年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第22 議案第21号 平成26年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第23 議案第22号 平成26年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第24 議案第23号 平成26年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第25 議案第24号 平成26年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第26 議案第25号 平成26年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第27 議案第26号 平成26年度那珂川町簡易水道事業特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第28 議案第27号 平成26年度那珂川町水道事業会計予算の議決について
(町長提出)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	佐藤信親君	2番	益子輝夫君
3番	塚田秀知君	4番	鈴木雅仁君
5番	益子明美君	6番	岩村文郎君

8番	川上 要一 君	9番	阿久津 武之 君
10番	橋本 操 君	11番	石田 彬良 君
12番	小川 洋一 君	13番	大金 市美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福島 泰夫 君	副 町 長	佐藤 良美 君
教 育 長	小川 成一 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	塚原 富太 君
総 務 課 長	益子 実 君	企画財政課長	藤田 悦男 君
税 務 課 長	小室 金代志 君	住民生活課長	橋本 民夫 君
健康福祉課長	小川 一好 君	建 設 課 長	山本 勇 君
農林振興課長	星 康美 君	商工観光課長	大金 清 君
総合窓口課長	秋元 誠一 君	上下水道課長	秋元 彦丈 君
環境総合推進 室 長	佐藤 美彦 君	学校教育課長	川和 なみ子 君
生涯学習課長	穴山 喜一郎 君	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	小祝 邦之 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	増子 定徳	書 記	板橋 了寿
書 記	加藤 啓子	書 記	藤田 善久

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（大金市美君） ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（大金市美君） この際、報告いたします。
昨日、5日開催された総務企画常任委員会において委員長の互選が行われ、委員長に石田彬良君が選任されましたので、報告いたします。
本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでございますので、ごらん願います。
-

◎一般質問

- 議長（大金市美君） 日程第1、一般質問を行います。
ここで、町長から昨日、5日の会議における2番、益子輝夫議員の一般質問に対する補足答弁の申し出がありますので、これを許します。
町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

- 町長（福島泰夫君） 皆さん、おはようございます。
補足答弁の機会をいただきましてありがとうございます。
昨日の益子輝夫議員の一般質問に対しまして、答弁が不足しておりましたので補足させていただきます。
益子議員の質問の中で、職員の採用に当たり金銭の授受、あるいは不正な採用があるかのような発言がございましたが、私はそのような事実は聞いておりませんし、ないものと信じ

ております。歴代町長あるいは採用に携わった職員の名誉にかかわることですので、誤解のないよう補足説明させていただきました。今後も職員採用に関しましては、採用規定に従い公正公平に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◇ 佐藤信親君

○議長（大金市美君） 1番、佐藤信親君の質問を許可いたします。

佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） おはようございます。通告書に基づきまして、質問をいたします。

まず1番目、広域消防再編についてお伺いいたします。

南那須地区広域消防本部の再編計画により、当町においては2分署体制から1分署体制に再編されることは周知の事実であります。これに対し地域住民の不安は、具体的にどのようになるか理解できてない面もあるのではないかとというふうに思います。国・県が策定した市町村の消防行政の広域化は、消防体制の整備及び確立を目的とし、消防本部の対応力の低下するようなことになってはいけなくなっております。幸い、当地域は広域化が既に行われ機能を十分に発揮されており、ある程度の安心感は持てている状態にあると思います。また、統計上、消防職員は年々全国的に増加傾向にあり、反対に地域における地域消防団員の減少傾向、これが顕著になってきております。

当町においても、高齢化率30%を超えようとしている中で、消防団員の確保も困難な状況にあるのではないかと思います。また、当地域における再編計画では、分署の減少にあわせ消防職員の103名の定数に対し96名へと削減計画も含まれているような状況です。このような状況の中で、地域住民の理解が得られるか次の点についてお伺いいたします。

1点目、消防再編に伴う職員の配置は、国・県が定める広域化推進計画に沿ったものとなっているのか、2点目、集約化に伴う地域の現状把握は必要不可欠であると思うが、町と広域消防はいかに連携をとっていくのか、3点目、消防再編計画に関する住民説明会を開催する予定はあるか、また理解を得る方策等を考えているか、4点目、消防再編計画の実行に伴い、財政的にどのような効果があるか、5点目、防火用水の確保についてどのように考えて

いるか、この点につきましては、昨日、橋本議員が一般質問の中で組み入れてありますので、私が聞きたいのはその防火用水の原水、どのようにして確保できるかについて、お伺いしたいと思っております。

2番、2項目といたしまして保育園の環境整備について。南バイパスが開通したことにより、保育園前の交通量は格段に増加し、出入りが困難な状況になっております。特に北方向に出る場合、鋭角でありセンターラインをオーバーしなければ出られないような状況であります。また、南側に出ようとする北側に対し鋭角の死角となり見づらい状況にあります。幸い事故は発生しておりませんが、何らかの対応を講じる必要があると考え、以前にも質問した経緯がありますが、その後、どのような検討がなされているのかお伺いいたします。

また、あの施設面ではわかあゆ保育園の園児室前の廊下、この廊下のワックス、これが滑りやすい状況になっております。また、支援センターと園舎との間に空間があり、雨の日には廊下が雨水により滑りやすい状態となっております。幸い事故がないのが結果的にはよかったことだとは思いますが、安全確保の面からも何らかの対応が必要ではないかと思っております。また、園児たちに大変好評の築山、これに砂利等が露出しております。大きな砂利等が出ているというような状況であります。また、定員の20%超えている状況下で、職員体制及び施設面においても対応に不十分ではないかと考え、次の点についてお伺いいたします。

1点目、保育園の出入り口の改善について、2点目、滑りどめ用ワックスの使用は考えているか、3点目、築山を改修する考えはあるか、4点目、支援センターと園舎の間に部屋を増築するべきと考えるのがいかがか、お伺いいたします。5点目、現在の職員の定数と管理体制についてお伺いいたします。6点目、園内で事故があった場合の職員の責任体制についてお伺いいたします。

大きな項目の3番目といたしまして、防災行政無線、屋外拡声装置についてお伺いいたします。

現在稼働している防災行政無線について、聞き取りにくい、または聞こえないとの声が地域住民の方から多く寄せられております。平成23年6月定例、7月臨時議会において可決された屋外拡声装置工事により、拡声器の再編に伴い拡声器の数が従前より減少したと。それと、ケーブルテレビとの同時放送により、拡声器の音が通常の話し方になっており、やまびこ現象等により聞きづらいのではないかと、また拡声器の現象による難聴地区があると思われませんが、旧小川地区においてはエリアごとに区分けし、ゆっくり話すよう心がけることとしておりましたが、ケーブルテレビ端末機放送との兼ね合いから生じる現象と思われませんが、

ケーブルテレビに未加入世帯にとっては貴重な情報源であることも認識し、対応すべきと考え、次の点についてお伺いいたします。

1点目といたしまして、難聴地域があることを認識しているか、2点目といたしまして、ケーブルテレビと防災行政無線と分離して放送は可能か、3点目といたしまして、防災無線の停電時における対応についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（大金市美君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆さん、改めましておはようございます。

佐藤信親議員の質問にお答えいたします。私からは、1項目めの広域消防再編についてお答えいたします。

1点目の消防再編に伴う職員の配置と、国が定める広域化推進計画についてのご質問でございますが、まず、国が示しています消防広域化に関する指針は、災害や事故の多様化や大規模化などに対応するため、当初は10万人以上を目標にしておりましたが、その後、30万人を目標とする広域化の実現を求めています。これに基づき、平成20年4月に策定した栃木県消防広域化推進計画は、県内消防本部の再編を推進するものであります。その方針に伴い、栃木県消防広域化協議会を設置いたしましたでしたが、消防無線のデジタル化を優先し、現在はその協議を休止しております。

栃木県消防広域化計画では、消防本部の再編に際して消防力を低下させてはいけないこととされておりますが、職員の配置については具体的に示されておりません。その消防広域化推進計画と広域行政事務組合の常備消防の再編計画は、別個のものでありますのでご理解を願います。今回の南那須地区広域消防の再編につきましては、南那須地区広域行政圏計画及び消防庁舎建設基本計画に基づき推進しているところでございます。

なお、消防再編に当たりましては、1署当たりに配置する職員数や資機材がふえることで、災害や救急出動要請時に迅速な出動が可能になり、消防力の一層の強化が図られると聞いております。

2点目の集約化に伴う地域の現状把握、広域消防との連携についてのご質問でございますが、火災等の有事の際には、広域消防と消防団が連携し活動を行っております。広域消防の再編がありましても、地域に密着し、活動している消防団が中心となり、今後とも広域消防との連携を図ることで、有事の際の活動を展開していきたいと考えております。

3点目の消防再編計画に関する住民説明会に関するご質問ですが、町といたしましては平成22年度に町内16カ所で実施した町政懇談会の中で説明を行い、ご意見をいただいた経緯があります。今後、那珂川消防署の建設が本格化してまいりますので、状況に応じ、広報等で町民の皆さんにお知らせしたいと考えております。

4点目の消防再編による財政効果でございますが、消防職員が削減されることと4署体制から2署体制に再編されるため、人件費及び維持管理費が削減されると考えております。

5点目の防火用水の確保についてのご質問でございますが、以前の質問にもありましたが、火災時の消火活動では、まず近隣の防火水槽、消火栓などの消防水利を活用することになりますが、火災現場付近にため池や沢、河川等、消防水利として活用できるものがあれば、現場の判断で消火作業に活用することになります。火災現場から水利が遠いなどの水利不便地では、消防ポンプによる中継を実施することで水利を確保することとしております。

なお、水利の確保につきましては、地域の皆様のご理解とご協力をいただき、防火水槽を整備することにより行っていきたいと考えております。

その他の質問につきましては、担当課長に答弁させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 佐藤議員の質問の2項目め、わかあゆ保育園の環境整備についてお答えいたします。

1点目、保育園の出入り口の件についてでございますが、佐藤議員ご指摘のとおり小川南バイパスの開通により交通量が増加しておりますので、保育園駐車場への出入りの際に不便を来していることについては承知しておりますが、近くに小川総合福祉センター入口の交差点があるため、やむを得ず現状の位置及び形状の出入り口となった次第であります。この問題を根本的に解決するためには、新たに用地を取得して出入り口を整備する必要がございますが、この件については今後、施設の整備方針を検討する中で総合的に検討してまいりたいと考えております。

当面の対策といたしましては、昨年の9月に町交通安全協会により、「この先、保育園あり、飛び出し注意」の看板を設置していただき、通行する車両に対して注意の喚起を図るとともに、保育園の保護者に対しましては出入り口での左右の確認の徹底等につきまして、送迎時、あるいは保護者会等でのあらゆる機会において周知徹底をしているところであります。

2点目の園児室前の廊下のワックスの件及び3点目の築山の件につきましては、保育園と再点検、検討の上、対応したいというふうと考えております。

4点目の子育て支援センターとの間の改修等については、ただいまも申し上げましたとおり、今後の施設の整備方針の中で総合的に検討していきたいというふうに考えております。

5点目の職員の定数等の管理体制の件であります。保育園の保育所の数については、厚生省令の児童福祉施設最低基準に基づき保育年齢に応じた配置をしております。しかし、近年につきましては、特に支援が必要な児童も多くなってきているところから、状況に応じて職員を加配しているというのが現状であります。

6点目の園内の事故等に対する職員の責任体制についてですが、施設内で発生した事故等につきましては、園長から所属課であります健康福祉課に連絡が入り、組織として事故等の対応に当たるということになってございます。

以上です。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） それでは、3点目のご質問にお答えしたいと思います。町の施設は防災行政無線ではなく、屋外拡声装置でありますので、そのようにお答えしたいと思います。

難聴地域についてのご質問ですが、町内には41基の屋外スピーカーを設置しております。全ての地域を屋外のスピーカーでカバーすることは困難であり、聞こえない、あるいは聞こえづらい地域が発生していることは認識しております。音の特性上、スピーカーの近くでは大きな音が出まして、遠くになれば小さな音になってしまいますので、スピーカー近くの住民の方には音が大きくご不便をおかけし、逆にスピーカーから遠くの方は聞こえないという状況が発生するのはある程度やむを得ないと考えておまして、住民の皆様にはご理解をいただきたいと思っております。

また、そのために屋外のスピーカーと屋内の音声告知放送を同時に放送することで対応しており、ケーブルテレビに加入していない方につきましては、ぜひ加入をいただき音声告知放送をご活用いただけますようお願いしたいと考えております。

次に、2点目のケーブルテレビと屋外拡声装置と分離しての放送ということですが、屋外のスピーカーと屋内に設置されている音声告知放送は、それぞれ放送することは可能です。ただ、現在のシステムは屋外と屋内の同時放送をすることで、同じ時間に同じ内容を放送し、屋外においても屋内においても、同じ放送を聞けるという趣旨のもとに行っております。現在は、屋外、屋内分けての放送は行っておりません。

次に、3点目の停電時の対応についてのご質問ですが、屋外に設置されているスピーカー

には、それぞれ無停電装置が設置されておりますので、停電が発生しましてもバッテリーが切れるまでは放送は可能なシステムとなっております。ただ、バッテリーは約3時間程度の対応となります。昨年度作成しました防災ハンドブックにもありますように、まずはそれぞれ個々人の対応、備えをお願いしたいと考えておりますが、改めて自助、共助、公助が基本となっております。今後とも啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） 順番どおり質問していきたいと思っております。

先ほど、町長からご丁寧なる説明をいただきましてありがとうございます。再編計画については、当然、国・県とあと広域化の対応というのはいろいろあるかと思っておりますが、一番不安なのは2分署あったのが1分署になってしまうと、そこに原因があるのではないかと。議会の中で消防庁舎等の建設予定地等について、さまざまな議論がなされたわけですが、その中でやはり幾ら町中心部といっても町は全体的に見回せば東と西、北と南に広範囲にわたっております。特に東西は中心部から離れていくと大体所要時間で十五、六分というような見当になっておりますが、やはりそういうところに一刻でも速く来ていただきたいという切なる願いは、住民である以上誰もがそうではないかというふうに思います。

そこで、火災の場合なんかは統計で見ますと過去6年間にこの那珂川町で48回、平均すれば年8回程度と回数的には余り多くはございません。それだけやはり地域住民の防災、防火意識というのが高いのか、また広域消防の常日ごろの防火活動、普及とかそういうものを図っている結果ではないかなと思っておりますが、一度火事が起きれば速く来ていただきたいという観点に立って、住民は願っているのではないかなというふうに思います。

また、救急活動については、小川分署で6年間で1,610回、平均268回、1日当たり0.74の出動となっております。馬頭分署では2,396回、6年間ですね。年平均399回、1日当たり1.1回の出動となっている。そこで、やはり今回、先ほど町長の説明にありましたように、無線のデジタル化、これによって広域化されて今度は、大田原署のほうに南那須広域のほうからも何名か派遣するというような状況になってきている中で、やはり職員定数が現在103名となっているわけですが、それが96名体制ということになると、それで十分その他の訓練とか機能に対応できるのか、その点を再度お伺いしておきたいと思っております。

この体制でも、この那珂川町の火災とか救急関係の体制は十分であると思えるのかどうか、再度お伺いしたいというふうに考えております。

1項目めについて、よろしく申し上げます。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） まず、職員の定数関係であります、当初の再編計画の中では、86名体制ということでありました。その後、議員質問のように無線のデジタル化に伴いまして大田原に派遣をする職員が必要となっております。現在は4名を予定しております。それと現場の消防の要望等もあり、現状を把握した中で現在は96名体制で進んでおります。ただ、何名必要かということになれば、限度ということはありませんけれども、今度2署体制が1署体制になるということで、1署当たりの人数がふえてまいります。そういったことで機動力の強化にはなってくるものと思っておりますので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） その96名のうち3名ほど事務職がいるということがございますよね。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） 消防本部には事務職も入っております。現在、それから再編後何名になるかはまだ決まっております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） 消防職員の定数は103名となっていて、今度は96名になるわけですが、この定数条例の改正というものは当然、副組合長である町長、幹事会である総務課長等で、やはりこれを直すというような方向でいくのかどうかその点について確認したいと思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） これは再編後、当然定数の見直しはあろうかと思っております。これは最終的には広域議会の議決に諮られるとは思いますが、その前の段階で事務担当者、あるいは幹事会等でその後、正副組合長会議そういったことを経てなされるものと思っております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） では、1項目1点目につきましてはわかりましたので、2点目に移りたいと思います。

当然、集約化されてしまいますと、今まで小川分署で巡回をしながら小川分署の範囲内のエリアは、いろいろ確認できているのかなど。当然、馬頭分署についてもそのように地理的にいろいろなものを巡回しながら把握しているのかなというふうに思いますが、以前にもお話があったかと思うんですが、旧小川分署内である地区へ行くのに出勤に30分もかかったというようなこともございます。また、火災のときにも大きな例えば字名を言って、それだけで取りあえず終わると、字名で言われると、字だって大きなわけですよ。どどこ地内と言われても。そうすると、緊急に駆けつけようとしてもなかなか把握ができない、そういう状況に今まで2分署体制の中でもありました。これが1分署体制になると、1.5倍以上の、馬頭が倍として、小川地区が0.5としても、相当な守備範囲が広がってくるというようなことで、この点について私は一番、過去にもそういう例があったということで心配している点なんですけれども、やはりこここのところで町と町の消防団と地元消防団と、常備消防である広域消防との連携が、特に必要になってくるのではないかなというふうに思います。できれば、火災のときに、どどこ地内ではなくてどどここの何々の付近とか具体的に地域が特定できるような、そういう放送でやっていただきたいということで、これ我々は広域議員でない議員にとっては、なかなかそういうことを言う機会がないということで、ここで副組合長でもある町長、あと幹事会の構成員である総務課長のほうからも強く、また広域の議会議員からも強くそれは広域のほうに要望していただきたいなというふうに思います。

あるところに行くと、まだ鎮火していないところがあるよと。何ですか、それと聞きますと、まだ鎮火の報告がないと。だから、まだ継続中だなんていう方もおりますけれども、そういうことがないようにですね、やはり町の安心安全を確保する一番大きなウエートを占める部署でございますので、その点についてよく広域のほうと協議していただければなというふうに思っております。

3点目、消防再編計画に関する住民説明会についてですが、平成22年度に16回ほどやったということでございますが、やはり多分開いてもそんなに多くの方が来ていないと思うんですよね。先ほどの説明にありましたように、広報等で周知を図ると。ただ、広報もなかなか読まないとは思いますが、でも、やはりそこまでやっておけば後からどうのこうのということもない。何月号の広報を見てくださいと、そういうふうにして周知徹底を図っていただければなというふうに思います。この点についてもこれで終わりにしたいと思いま

す。

4点目の再編計画に伴う財政効果ということで、人件費、維持管理費等で軽減できるということですが、私はこの消防とか救急というのは、なくて当たり前の世界だと思うのです。だから、先ほど件数を言いましたけれども、ないから人を減らしていいんだではなくて、ある程度の確保をしておいた上で、安心感を担保するというような形になれば、それでいいのかなというふうに認識しておるわけなんです。やはり統合することによってその余剰人員が出てくる、それを本当は本部職員を各分署に配置するということが、人的な配置の補強につながってくるということで私はこう考えていたんで、なるべくなら本当は103名でやっていただきたいというのが本音でございますが、そういうことでは計画ですからできちゃったものは仕方ないと思うんですけども、いずれまたこれを見直す機会があるのではないかなというふうに思いますので、その点についても前から準備願いたいなというふうに考えて、この質問については終わります。

5点目、その防火用水の確保についてということでございますが、馬頭地区内には町堀というものがございまして、武茂川から明治時代のころだか大分古い時代に引かれた水路があると。それによって市街地内は十分とまではいかないにしても、安心が担保されているということですが、小川地区内については特に冬季なんですけれども、町堀に水が流れていない。きのう、橋本議員からの質問もありましたけれども、実際それが一番大きな問題で、私は土地改良区のほうにもう少し水を回せないのかと言いましたら、取水量に制限があってこれ以上は取れないよということでございます。当然、この土地改良だけにこの水の管理を任せているのではなくて、町としても町堀の必要な水量分だけ、土地改良区と協力をし合って、国土交通省のほうに取水量の緩和を求めてはどうかなと思うんですが、その点についてお伺いいたします。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 私もつい最近まで土地改良区の役員でございましたので、この点につきましては土地改良のほうとも十分検討させていただきまして、土地改良だけでは解決できない上部組織、そのほうとも連携をとって相談をさせて、いい方向に行くようにやってまいりたいと思っております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） 心強い町長の答弁でございましたけれども、やはり一番不安なのは水

がないということなんですね。一度、町場で冬場に火事になりまして、水を止めたのはいいんですけれどもはじいたら少なくなってしまったと、いうことで、当然、町場の方は防火用水としての町堀に、常に冬場は流れているような水の確保をお願いしたいというのが多くありますので、その点について本当に町長よろしくお願ひしたいと思います。

これで消防再編計画については終わりにしたいと思います。

2番目の保育園の環境整備でございますが、本当に私はわかあゆ保育園に今送り迎えしているんですけれども、出るときに本当に見づらい、出づらい、これ本当に多くの方が実感しているのではないかなと思いますので、先ほど、課長が言われましたように計画的に見直す、改善をしていくというところでございますが、いつごろまでにその計画がまとまってくるのか、当然、今後中央保育園と南と大内との統合問題等の絡みもあるのかなというような感じをしているんですけれども、やはりいつごろまでを目途としてやっていくのか、この点についてお伺ひしたいと思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） この計画でありますけれども、昨日の橋本議員のほうにもご回答いたしましたけれども、町の子ども・子育て会議の中で計画をつくることになっております。その計画の進捗状況を見ながら再編整備についても実施していくということでございますので、ことしの9月を目途に計画のほうについては策定をしていくという状況でございますので、その段階を目指して進捗を見ながら、個々の計画を進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） わかあゆ保育園を取り上げていますけれども、今度新たに当然、馬頭地区内に統合保育園が設置されると思うんですよね、多分新たになると思うんですよ。その場合、今、わかあゆ保育園が本当に環境的にはすごくいい保育園なんですね。その中にこういうちょっとした点があるので、そういう点を今度活かして、なるべくさらにもっとよい統合保育ができればいいかなというふうに考えているので、その中でこういう質問をしているわけでございます。今年度の9月中には大体まとまると、その翌年度、27年度にはこの実施計画のほうに入っていくのでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） ことしの9月を目途に方向性が計画の中で示される形になっておりますので、それに基づいて今後の具体的な施設の整備、あるいは転移等につきましても進めていきたいというふうに考えております。まだ、実施の時期につきましてはその状況を見ながらという形でありますけれども、極力早目の形での整備を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） きのうちも橋本議員から出たわけですが、中央と南と大内の統合が去年ですか、25年度末までにやるというような話で進んでいたわけですが、それがなくなって、今現在まで来ているわけです。その今の課長の答弁ですと、またこれはもうざるざるいってしまうのではないかなと、当然国の認定こども園構想ですか、それがまた正式にどうのこうのということをおっしゃりますが、やはり町としても早めの早期に、特に中央保育園等は狭い、暗い、わかあゆ保育園と比べると雲泥の差に近いような状況になっているわけです。当然、南、大内も建物も相当古くなってきていると。そんなことも踏まえて、その改善計画等については早急に図っていくべきではないか。特に保育園の出入り口については、本当に危険なんです。これが、本当に事故があれば、どうするのかということになってしまいますので、私もひやひやして出ているわけなんですけれども、早急にその点についてはお願いしたいと思っております。

2点目の滑り止めようワックス、私もちょうどワックスを塗った後に行って転んだんですね。ステンとこう滑ってしまったわけです。子供も何人か転倒していると。よく体育館用に滑り止め用ワックスというのがありますので、その点について配慮願えればなというふうに思っております。

それから、今度新しくできる統合保育園についても、こういう点については十分注意してつくっていただければなというふうに思いますので、その点について再度お伺いしておきます。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） ワックスにつきましては、現場についても再点検いたす形でございます。これにつきましては、滑りづらいワックスにつきまして交換できるような形で、検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） そのようにお願いしたいと思います。

3点目の築山改修に関してのことについても、もう一度点検するという事なんですけれども、これは小さい子供たちに本当に山が好かれているみたいで、すぐそこに行くような状況で、キャッキャッ騒いでいるんですけども、そこを見るとこういう大きな10センチ、20センチくらいの大きな石が露出していると、そんなこともありますので、早急にその点は改善していただければなというふうに思いますので、よろしくその点もお願いしたいと思います。

4点目でございますが、支援センターと園舎との間の空間、確かにあれいいのはいいかなと思うんですけども、冬場は風の通り道になる、ほこりが舞う、ということで、ちょっとそこを何とかしていただきたいなど。以前、あそこに手狭なために一つの部屋をつくったかどうかということと言ったわけなんですけれども、やはり今度の計画の中で考えていくというような説明がありましたけれども、その点も早期に改善されていただければなというふうに思いますので、これについても先ほどの答弁で私は理解したいというふうに思っております。

5点目の現在の職員の定数管理体制についてなんですけれども、当然、先ほど言われましたようにゼロ歳児ですと3人に1人の保育士がつくというような、おおむねの範囲内で配置基準というものはあるのかなというふうに思うんですけども、見直し等は各市町村に委ねられている面もございますので、十分な確保をしていただければなというふうに思うんですけども。現在、中央、わかあゆ、大内、南、職員何名いるのかお伺いしたいなというふうに思いますので、お願いいたします。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 現在の職員であります。中央が23名です。園長及び調理員を含めてです。それから、大内が6名、南がやはり6名、わかあゆが28名で合計63名であります。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） そうしますと、これは当然設置基準というか配置基準に適した職員の

配置というふうになっているわけでございますね。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 配置基準以上の配置をしてございます。先ほど議員おっしゃるとおり、各年齢別に応じてのおおむねの最低基準というのが定まっておりますが、先ほど答弁いたしましたように、やはり最近は特に見守りが必要な児童も多いということで、その分を加配しているということでございます。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） 私も見限りでは、十分配置されているなというような感じはしているわけなんですけれども、来年度もまた募集してはいるかと思うんですけれども、来年の入園見込みはどのようになっているか、お知らせ願えればと思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 現在、募集を閉め切らせておりますが、来年度の予定児に關しましては合計で305名を決定しているところでございます。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） 当然、わかあゆとか中央は定員をまた超えるということで認識していただければよろしいのでしょうか。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 現在の状況ですと、定員、中央が入所率102%、それからわかあゆが121%というような予定になってございます。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） そうなってきますと、やはり職員が現在は適正に配置されているということですが、その中には臨時職員さん28名、きのうの質問の中で出てきましたけれども、やはりそれだけ確保できているのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 来年度におきましても、やはり特に見守りが必要なお子さんも多いということでございますので、当然、基準以上の加配を予定してございます。そういう中で、当然、正職だけでは賄い切れない部分もございまして、臨時の職員をお願いする

ということになっているんですが、それに関しましては、今回、臨時の募集もありましたが、臨時の数につきましては確保できているということでございます。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） 配置を満たすだけの臨時職員は確保できているというようなことでございますね。何か、私が聞くところによりますと、まだ何か2名ほど現在足りないという話もちらっと聞いたんですけれども、達していると要するに加配分であると、が不足しているという認識でよろしいのでしょうか。

それと、6点目、園内で事故があった場合なんですけれども、これはちょっとネットで調べていただいて、あちこちで保育園内における事故等もあるというところで、その保育園の保育士さんの中には、臨時さんと正職の保育士とあるわけでございますよね。臨時さんでも1名当たり保育士1名につき園児が何人という規定の中にあつて、多分子供たちのことから何をするかわからないというところで、幸い今のところ事故がないからいいんですけれども、事故があった場合どのような対応を、その職員に対してあるのかこの点についてお伺いしたいなと思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 当然、事故があつてはならないことでございますし、事故がないように常々注意を払っているところではございますが、まずその配置でございますが、これにつきましては臨時職員だけで見るとというような配置にはしてございませんので、当然、正職の職員と一緒に組んでという形になってございます。ただ、責任という形になりますと、当然、臨時であっても地方公務員という形でございますので、当然、その責任の度合いにつきましては我々正職員もそうでございますが、役職に応じた責任ということが生じますし、当然、臨時であっても個人のお子さんを預かるということで、プライバシーとも合わせて、それ相応の責任というものは生じるというふうに感じてございます。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） 臨時さんでもそこまでの責任を負うということであれば、待遇面ですね、いろいろその改善をしていただければなというふうに思います。やはり正職と一緒にいて、やはり臨時さんは臨時さん、賃金的には差があるわけでございますよね。そういうところについても特段なる配慮をしていただければなというふうに思います。

以上で、この件に対しましては終わりにいたします。先ほども私も防災無線と言っておりますが、括弧書きで「屋外拡声装置」とはなっているわけでございます。どうしても呼びやすい名前と言ってしまうということもございまして、誠に申しわけございません。難聴地域があるということについては、総務課のほうでも十分認識しているということでございますが、やはりこれは今の家の構造からしても、屋外拡声器はなかなか聞き取りづらいという面もございます。でも、やはりケーブルの音声告知に加入していない世帯は、どうしてもそれに頼らざるを得ないというような状況にありますので、この点についてどのように今後対応していくか、それとも増設するという事はないとは思いますが、今後の対応についてどのように考えているかだけ、お伺いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） 先ほども申し上げましたが、確かに聞こえづらい地域があります。特に小川地区などは無線の段階では42カ所あったものを16カ所、これは逆にハウリング、あるいは共鳴をして聞こえづらいということで、調整をして16カ所にした経緯があります。馬頭地区につきましては、逆に15カ所であったものが山間地等でありますので増設をしております。

その都度難聴、あるいはうるさいという声も逆にあります。そういったものは担当のほうで調整をして、向きとかそういったものの調整はしておりますが、今後とも難聴解消には留意をしていきたいと思っております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） では、1番につきましては理解いたします。

次に、2番目の分離放送可能かということで可能であるというけれども、現状は同時にやっているということでございますが、どうしても音声告知放送であると通常の話し方で言ってしまうと。そうしますと、屋外拡声器ではなかなか今度は聞き取りづらい、というのがありますので、その点、もう少しゆっくり話して、屋外拡声器向けの話し方でやっていただければ、よくわかりやすいのかなと。

それとですね、この間の大雪のときに感じたんですけれども、総務課に電話をしたときに、やっています、放送はしていますと言われたんですけれども全然気づかない。特にサイレンの場合ですと気づくんですよね、あっ、火事だとか。ですから、今はピンポンパンポンとやっていますけれども、何か屋外拡声器をやるときに、何かあるんだなとわかりやすい方法

等を考えていけば、注意するのではないかなど。特に小川地区内においてはケーブルテレビ加入率が悪くて、誠に申しわけないとは思っているんですが、確かに50%ちょいしか入っていないということであると、頼れるのは屋外拡声器ということでございますので、その点についても検討願えればというふうに思うんですが、その点についてお伺いいたします。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） ご指摘のとおり、有事の際にまずお知らせをするということが重要であります。それと正確に伝えるということでもあります。やはりかつては現場が混乱している状況もありまして、なかなか伝わらなかったということも聞いております。今後、消防とケーブルテレビのほうとも協議をしまして、そのソフト的な面そういったものは協議してまいりたいと思っております。そういった工夫を今後進めてまいって、正確な、そして的確な放送ができるよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） 2点目につきましても理解いたしました。そのようによろしくお伺いしたいと思います。

最後になりますけれども、3番目の防災無線の停電時における対応ということで、3時間だけバッテリーがもつということでございますが、この前の停電のときには、通常我々は停電というと10分か20分で回復するものだというふうに認識していたわけなんですけれども、多分総務課のほうとしても1時間か2時間くらいで直るだろうというふうな考えでいたんではないかなど。やはりこの停電の場合、早くどのようになるのか知りたいというのが人間の本音ではないかなどというふうに思います。今回のように長時間にわたった場合、今度は地元消防団、屋外拡声器もバッテリーが3時間超えていますから当然使えなくなってくると、電気も弱いというふうなことでございますので、そういう場合は地元消防団の消防車、拡声器がついていますのでそういうときに補完するような形で、地元消防団との連携も密にしておく必要があるのではないかなど。3.11のときもやはり消防車が出たと言ったり、出なかったと、何らかの情報が欲しいときには、そういう消防車の拡声器を使って地元、分団のエリアだけは告知して回るというふうな方法も安全というか、安心感を与える意味でも、十分な効果を果たすのではないかなどというふうに思いますので、屋外拡声器とあわせてそういう方面も検討していただければなというふうに思いますので、その点についてお伺いしておきます。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） 今回の停電につきましては、我々も通常であれば、東電の対応としてはループによりすぐ復旧する予定でありました。これが県北地区が大停電という状況に陥りまして、私どもへの情報伝達もまさに少なかったわけであります。ひたすら通電といえますかそれを待っていたわけでありますが、確かに夕方になりますと不安等を与えてしまいました。今後の対応としましては、先ほどご質問ありましたように、消防団のご理解を得て周知、広報、あるいは町の広報車等の活用も検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔1番 佐藤信親君登壇〕

○1番（佐藤信親君） できればそのようにしていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大金市美君） 1番、佐藤信親君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

◇ 岩 村 文 郎 君

○議長（大金市美君） 6番、岩村文郎君の質問を許可いたします。

6番、岩村文郎君。

〔6番 岩村文郎君登壇〕

○6番（岩村文郎君） 通告に基づきまして、一般質問を行いたいと思います。執行部の明快な答弁をお願いしたいと思います。

国の今回の農政改革では、農業・農村の厳しい状況を克服し、農業本来の活力を取り戻す

ことが喫緊の課題として、若者が希望の持てる強い農業、地域住民が安心して暮らせる美しい活力のある農村を取り戻し、今後10年間で農業・農村全体の所得を倍増させることを目指し、攻めの農業の実現に向け取り組むとしている。このような状況の中で、国が打ち出した4つの改革の具体的な内容と町の考えについてお伺いいたします。

まず最初に、農地中間管理機構の創設について。農業経営の効率化を図るため、担い手の農地利用の集積、集約化を進めるため農地中間管理機構を創設し、農地の集約化を推進することとしているが、その具体的な内容と町の考えについてお伺いいたします。

次に、経営所得安定対策の見直しについて。諸外国との生産条件の格差により不利がある麦や大豆等の国産農産物について、生産コストと販売額の差に相当額を直接支払交付金として支払う制度の見直しについて、その具体的な内容と町の考えについてお伺いいたします。

次に、水田フル活用と米政策の見直しについて。食料自給率、自給力の向上を図るため、水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者を対象に、直接支払交付金として支払う制度の見直しについて、その具体的な内容と町の考え方についてお伺いいたします。

次に、日本型直接支払制度の創設について。農業の多面的機能、いわゆる美しいふるさとの風景、農業・農村が育んだ文化や伝統の維持、発展のための地域活動や営農活動に対して支援することとしているが、その具体的な内容と町の考えについてお伺いいたします。

以上第1点目の質問といたします。

○議長（大金市美君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 岩村議員のご質問に対して、お答えいたします。

国の新たな農業・農村政策の具体的な内容と町の考え方の質問について、お答えいたします。

国は、昨年12月に農林水産業地域の活力創造プランを決定し、農業政策の大転換を図ろうとしているところでございます。改革の背景には国全体の農業従事者のうち65歳以上が6割を占め、耕作放棄地が拡大している状況にあり、担い手のいない水田集落も国全体で5割を占め、農業を取り巻く環境は厳しさを増し、構造改革待ったなしの状況にあります。今回、国は新たな農業政策について、大きく4つの改革を掲げ大転換に向け推進していこうというものでございます。

町農業政策につきましても、米政策や経営所得安定対策の見直しにつきましては、特に

国・県の動向を注視し、町の条件に合った農業政策として取り組むべき方向性を構築してまいりたいと考えております。本町の基幹産業であります農業は、この美しいふるさとの風景、そして農業・農村が育んだ文化や伝統を末永く将来に引き継いでいくためにも、今こそしっかりした将来ビジョンを持って、この農政改革に対応しなければならないと考えております。特に本町は中山間地域という平地に比べて条件が不利な地域であることから、国の政策に沿いながらも、町独自の対策についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

ご質問の4つの改革の内容と町の考え方について、1つ目、農地中間管理機構の創設についてお答えいたします。

この機構創設の背景には、農地の対策において信頼できる仲介者の必要性に応えるもので、機構は県内に1組織設置する予定でございますが、業務を市町に委託する方向で調整中ですので、農業者には身近な組織になると思われれます。具体的な業務として、高齢を理由に農業経営からリタイアする方や、農地の集積・集約化に協力してくれる方を対象に、農地を借り受け、地域の担い手に貸し出し、農地が集約化するよう仲介的な役割を主な業務としております。

また、農地集積協力金として、地域や農地の出し手に対し一定額が支給されますので、その支給業務を担います。町といたしましても、本制度を活用し、農地の集約化を進め、攻めの農業の実現に向け、積極的に取り組んでまいります。また、農地の集約化がスムーズに進むよう、借り手である担い手が利用しやすい農地を確保するため、未整備農地の圃場整備や農道整備を進めてまいりたいと考えております。

2つ目の経営所得安定対策の見直しでございますが、畑作物の直接支払交付金、いわゆるゲタ対策について安い外国産と競合する麦や大豆など、生産コストと販売額の差に相当する額を補填する制度で、これまで販売農家を対象に実施してまいりましたが、27年産からは認定農業者や集落営農に対象者を絞って支援するものでございます。また、米、畑作物の収入源減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策につきましては、収入減少による農業経営の影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう農業者拠出に基づくセーフティネットとして実施されます。この対策につきましても、27年産からは認定農業者や集落営農に的を絞って支援することになります。

3つ目の水田フル活用と米対策の見直しについてですが、水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して、交付金を直接交付することにより水田のフル活用を推進し、食料自給率の向上を図るための制度でございます。今回の見直しは、主食用米

の減少分を飼料用米と米粉用米でカバーする措置として支援の仕組みが変わります。一方、米政策の見直しにおきましては、生産者や集荷業者が中心となり、需要に応じた生産が行われるよう、これまで実施してまいりました行政による生産調整に頼らず、全国ベースの需給見通しの情報発信に加え、産地別にきめ細かく需要実績や販売進捗、在庫などの情報を、生産者や集荷業者に提供し、これを受けて経営判断や販売戦略を練り、どのような作物を、どれだけ生産・販売するかを決定し、消費者ニーズに応じた農産物の生産に努める仕組みを、5年後を目途に構築するものでございます。

4つ目の日本型直接支払制度の創設についてですが、この制度は議員ご指摘のとおり、農村の維持活性化のための地域政策と位置づけ、3つの対策により農村を支援するとしております。その1つは、現在、あぜの草刈りや水路の泥上げ、農道の砂利敷等共同作業に取り組んでいる農地・水保全管理支払交付金制度を多目的機能支払い制度と改め、地域の実情に合わせたより取り組みやすい制度にしたものでございます。具体的にはこれまで共同作業を行う組織を、非農家を含めた地域全体とすることを条件の一つにしておりましたが、今回、農業関係者だけでも組織できるようにしたところにあります。

現在、町内には5つの地域で農地・水交付金制度を活用し、農地等の維持補修のほかに、水質保全のための生き物調査など多種多様な取り組みを実施しており、地域の活性化に寄与されております。町といたしましては、引き続きこの制度を活用する地域を1つでもふえるよう啓発し、農村の維持活性化につなげていきたいと考えております。

また、2つ目の対策、中山間地域等直接支払制度については、現在、町内65集落が取り組んでおります。地域ぐるみで農地等を管理し、農村の維持活性化を推進する制度として有効であり、引き続き継続できるよう支援してまいりたいと考えております。

一方、地球温暖化防止、生物多様性保全に積極的に貢献していくことが重要と考え創設された環境保全型農業直接支援対策についても、法制化を目指す国の動向を注視してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今回の国の変更は農業を足腰の強い産業としていくための政策、農村の有する多面的機能の維持を図るための政策、これらを基本に農地が農地として将来にわたって機能できるよう、地域一体となって進めていこうとすることから、日々国・県の動向を注視し、町農業政策に反映してまいりたいと考えております。

当町におきましても、農業者の高齢化や後継者不足による農業離れは待ったなしの状況にあります。今後、地域ぐるみで農村の維持、活性化に取り組んでいかなければならないこと

は必至であり、地域の実情に合ったこれら制度を有効活用し、美しいふるさとの風景、そして農業・農村が育んだ文化や伝統を末永く将来につないでいけるよう、努力してまいります。

以上でございます。

○議長（大金市美君） 岩村文郎君。

〔6番 岩村文郎君登壇〕

○6番（岩村文郎君） ありがとうございます。ただいまの町長の答弁で、もうほとんど説明というか、いただいておりますが、何点か担当課にご質問をさせていただきたいと思えます。

まず最初の農地中間管理機構の件であります。この「中間管理機構」という言葉自体が何かわからずらくて、これは「農地バンク」というか「農地集積バンク」とでも言ったほうが、本当に我々農家にすればわかりやすい言葉だと思っています。国においては、こういう言葉を使うのが得意なんでしょうけれども。先ほどの答弁でも、各都道府県に1カ所この管理機構をつくるということですが、栃木県においてはどこの部署でこの管理機構を担当するのか、わかっている範囲でお願いしたいと思えます。

○議長（大金市美君） 農林振興課長。

○農林振興課長（星 康美君） この中間管理機構は、栃木県に1つということで県の農政部経営技術課が担当と聞いております。

○議長（大金市美君） 岩村文郎君。

〔6番 岩村文郎君登壇〕

○6番（岩村文郎君） 当然、農政部で担当するというふうに私も考えますが、この管理機構の仕事というのは、これからかなり多くなってくるということで、県においては外郭団体で農業振興公社また農業会議がございますので、そちらのほうの仕事も出てくるのかなというふうに感じております。そして、この管理機構の業務は市町村、また地元那珂川町においては農業委員会とのかかわりというのが非常に大事になってくるというふうに、私は見ております。かなり農業委員会の業務が業務委託ということでおりにくるのかなと思っております。

現在、農業委員会においては今まで遊休農地対策ということで、農業委員さんを中心にやってきました。引き続きこういう仕事もできてくるわけですが、国においてはこれを業務委託するというのをうたっておりますので、特に少ない予算で農業委員会活動をやっておるように聞いております。ぜひ今回この制度を利用して、予算を確保して農業委員さんが責任持って仕事をしていただいて、予算をつけていただいて、しっかりやっていただ

きたいと。本当に少ない予算でやっているというのを聞いておりますので、ぜひそんなことを進めていただきたいと、このように思っております。

当然、管理機構で土地を借り上げてきますので、たとえ借り上げても当地域、当町においては非常に条件の不利な地域もございます。貸すほうが多分ふえてくると思います。ただ、借り手がない場合は、ではどうするんだと。町で対応するのか、管理機構で県のほうで対応するのか、そしてその貸し出す場合に、農家、また担い手、有料なのか無料なのか、この点わかっている部分がありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（大金市美君） 農林振興課長。

○農林振興課長（星 康美君） お答えします。

まず貸し出しのほうで、管理機構に貸し出した場合、借り手がないかと、いなかった場合どうなるのかといいますと、現時点ではこの管理機構の制度というのは栃木県に1つということで、現在県のほうでその要綱等をまだ取りまとめ中だということでございます。ただ、国のほうの考えの方向性としては、現実的に貸し手がいても借り手のほうがない場合には、二、三年で返還に、貸し手のほうに戻すというような方向で検討をしているということでございます。

もう一つの貸し手側で、管理機構に貸した場合に賃料についてなんですが、賃料は管理機構のほうで支払うと、また、その上、農地の管理についても借りている間については、管理をするということでございます。

以上です。

○議長（大金市美君） 岩村文郎君。

[6番 岩村文郎君登壇]

○6番（岩村文郎君） ぜひ借り手がスムーズに営農活動ができますように、手を加えても、基盤整備をするなり何なりの手を加えて貸し出すようにしていただいて、できるだけ当町において遊休農地をなくしますように頑張っていただきたいというふうに考えております。

では、2番目の経営所得安定対策について、二、三質問をしたいと思います。

経営所得安定対策の見直しで、国は認定農業者を対象を絞り支援するとしておりますが、理由はなぜか。今現在、那珂川町に認定農業者は何人いるのか、どうすれば認定農業者に認定を受けられるのか、お願いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 農林振興課長。

○農林振興課長（星 康美君） お答えします。

経営所得安定対策により講じてきた対策は、販売農家を対象として広く実施してきました。今回の見直しでは、農地の集約等を図ることにより生産コストの削減を図った上で、経営所得安定対策を講じることで、より効果的に安定した農業経営ができるように農業を主とした生計を営む認定農業者を対象を絞って、支援するものでございます。

現在、那珂川町で認定農業者は122名おります。また、認定農業者にどうすればなれるのかということでございますが、町の農業経営改善計画というものを農業者の方から出していただきまして、町のほうで認定をいたします。通年受け付けをしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大金市美君） 岩村文郎君。

〔6番 岩村文郎君登壇〕

○6番（岩村文郎君） 現在、那珂川町において122名の認定農業者が認定を受けているということですが、町の農家、農業者数から見ると少ない。もっともっと認定を受けて農業を進めるといふふうにしないと、今回のこの制度を利用するには認定農業者が条件だと思うんです。認定農業者が条件と集落営農とかの組織がこの制度を受けられますので、ぜひこの改善計画を出すに当たっては、町当局の書類づくりが大変だなというふう感じております。私が以前認定農業者になるとき5年計画、営農計画を立てて提出して認定を受けたというのを覚えておりますが、かなり書類的なづくりが結構大変だなというふう感じておりましたので、ぜひ町のほうから声をかけて、書類づくりも手伝ってといふか、指導していただひて進めていただきたいというふう考えております。

では、これについてもう1点お伺ひをしたいと思います。

米の直接支払交付金ですね。現在、販売農家を対象にして1反歩1万5,000円交付されておりました。今回の見直しで26年産からは7,500円、そして30年からはこの制度は廃止というふううたっております。これに対して町はどのように考えているか、お伺ひいたしたいと思ひます。

○議長（大金市美君） 農林振興課長。

○農林振興課長（星 康美君） 米の直接支払交付金の見直しでは、現在交付されている先ほど議員が質問されました1反歩1万5,000円から7,500円に26年度から交付されるということで、5年後には廃止になるということでございます。この政策のそもそもの狙ひが安定した農業経営にあることから、現在、実施されている1反歩1万5,000円の交付額では、将来的に生産コストと販売の格差を埋めることには十分ではなく、交付額を増額するためには財

政負担が生じることから、これにかわる米政策を樹立し、安定した農業経営を目指すこととしたものでございます。

しかしながら、国の経営安定対策における米の直接支払いの見直しでは、当町のような山間地等に点在する農地に対しては、十分とは言えない政策であることは認識しております。先ほど町長の答弁にもありましたように、国のほうの細かい市町村までの要綱等が決まり次第、町としましても町独自の対策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（大金市美君） 岩村文郎君。

〔6番 岩村文郎君登壇〕

○6番（岩村文郎君） この1万5,000円の交付、我々また一般農家の方にしてみれば手厚い制度として支給されておりました。これを利用して自分の営農計画、また農業機械の更新、導入、施設の整備などに手がけている方もかなり多くいるということを聞いております。今回、26年度から半額ということで困ったなという方も聞いております。私の考えですけれども、この減額された7,500円が、後に出てきますけれども日本型直接支払いのほうがかなり手厚くなっておりますので、そのほうに振り向けられたのかなというふうに考えておりますが、そういう面で国から7,500円、そして町で7,500円支給したら農家は結構助かるのではないかなというふうな考えですが、町長どうですか、そんな財政的なあれはありますけれども。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 単純に7,500円と申しますが、これを簡単に私がこの場でお答えできる問題ではございません。それも一つのご提案と受けとめて担当課と話し合いをさせていただきたいと思っております。

○議長（大金市美君） 岩村文郎君。

〔6番 岩村文郎君登壇〕

○6番（岩村文郎君） 厳しい要求になるかと思うんですけれども、そんな考え方ということで受けとめていただきたいと思っております。いずれにしましても、26年から29年までが支給対象ということで、30年からは生産目標の制度も廃止ということになるようですので、これからはこの制度が廃止になるまでの間、この4年間しっかりと町においては米政策、米の生産、考えていかななくてはならない。農業者はもちろん行政とJA、関係団体一体となって進めていくべきというふうに考えております。町の対応を期待しておきたいと思っております。

それでは、次に3番目の水田フル活用と米政策の見直しということでご質問したいと思

ます。

先ほど、生産目標のここで本当は配分のことが出てくるんですが、そんなところで行政三者一体となって進めていただきたいというふうに考えております。この中で、今回新しく政策として掲げてきたのは、飼料用米、米粉用米の対策で、収量に応じて5万5,000円から10万5,000円まで支給しますということではありますが、これは当町においてはかなり厳しい対応というふうに考えております。最大の10万5,000円の支給を受けるのには、反収で12俵を超えないとこの支給を受けられないというふうに単純に考えて見えています。特に馬頭地区東部によりますと、こんな収量なんか絶対にとれないんですから、せいぜい下限の5万5,000円から今まで支給されていた8万円あたりまでしか、対応できないのかなというふうに思っています。個々の農業者が努力をして増収に努めて、支給を受けるようにしなければいけないんですが、こんなことをこれから農業者に対してPRして、積極的に飼料用米、米粉用米を生産するように、ご指導いただきたいというふうに考えております。

いずれにしても、那珂川町の米を売れる米、そしてできればブランド化して那珂川町米というふうな形で、これから販売戦略を練っていかなくてはならないというふうに私は考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

今、小砂地区の日本一美しい村で蛍米という米を生産しているようですけれども、これも一つの方法だというふうに考えております。そういうことで那珂川町の米というのは、県内でも、関東地方でも有名なうまい米ということになってきておりますので、引き続きこの4年間のうちに那珂川町米のブランド化をするというようなことを考えていますので、担当課ではどのように考えるか、ちょっとお伺ひしたいと思います。

○議長（大金市美君） 農林振興課長。

○農林振興課長（星 康美君） ご質問の那珂川町の米のブランド化ということでございますが、町としましても地域性、特に中山間地域等の米というのは、大変食味のほうも上位でございます。コシヒカリについては特Aということで位置づけされておりますので、その辺のところ、地域がまとまってそういうブランド米を提供できるようになれば、各々町全体がそのブランド米という名前で那珂川町が知れ渡って、売れるようになるということを期待して、町のほうでも最大限努力してまいりたいと思います。

○議長（大金市美君） 岩村文郎君。

〔6番 岩村文郎君登壇〕

○6番（岩村文郎君） ありがとうございます。ぜひそういう対応をしていただきたいという

ふうにご考えております。

それでは、4番目の日本型直接支払制度について、二、三質問をさせていただきたいと思っております。

これはですね、先ほど申し上げましたようにかなり手厚い制度、今までの農地・水直接支払関係にまたプラスというような形かなというふうには思っております。先ほど町長は、農業者だけでもこの制度を今度にはできる、今までは地域住民を巻き込んだ対応だったんですけども、今回、農業者だけでもということもあるんですが、やはりこの環境を守ることに対しては、農業者だけではなくて、やはり今までどおり地域の方々にもいろいろご理解、ご協力をいただいて進めたらいいのかなというふうには思っております。この制度を今までは農地維持、また資源向上で協働活動に対して交付をされておりました。そこで、プラスとして資源向上支払いの長寿命化、俗に言う先ほど言いましたように泥上げとか農道整備、排水路、用水路の整備、このことに取り組めば最大で10アール当たり9,200円の支給交付が受けられるということでもありますので、どうかこれもぜひ積極的に取り組むようお願いをしたいと思います。

今までこの農地・水保全対応ということで、何地区かが取り組んでいるようでございますが、町長も地元でこの事業には参加して、また積極的に取り組んでおられたというふうにご考えておりますが、この今まで何年かやってきまして、この制度であるこの対応で問題点、またよかった点、もし町長何か感じたところがあったら、ひとつお願いしたいんですが。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ご質問が私に振られてまいりましたので、お答えしたいと思います。

私も実際農業者でございまして、私の地域では町内に5つある農地・水保全の団体を組んでおります。その中で私どもの集落では水田の面積によって各団体違いますけれども、昨年、25年度までは約八十数万円のお金をいただいておりました。それが今回26年度の改正によりまして120万円くらいにふえることとなります。それは今まで取り組んできた内容とほぼ同じ内容で、それを2つに分離して農地・水保全管理支払交付金と多目的機能支払制度ということで、片方は水田周りの草刈り、水路の目ざらい、それで管理支払交付金を受けまして、そのほか多目的機能ということで私の集落ではミツバチを飼ったり、花の植栽をしたり、それでやっておりました。

よかった点といいますと、この農地・水事業、当然農業の多面的機能を維持するというところでやっていますが、それとあわせて農家の中には、もう高齢になって自分では農作業はで

きないけれども、誰かにお願いしてとりあえず農家としてやっていらっしゃる方もいます。そういう方の草刈り等も、ご自分ではできないのでそれを誰かが1人でやるとまた大変なんです。ただ、集落全体でこの草刈り事業のときにやってあげれば、1人でやれば半日かかるところを、15人でやれば本当に何十分で終わってしまう、そういういい面もございます。そして、それが地域の高齢者等の見守りにもつながってまいります。それがいいほうの面だと思いますが、従来、悪いほうの面としてももともとはみんなが共同出役でやっていた草刈りあるいは目ざらい、これに対してこの交付金から日当を支払うことができますので、日当を支払うようになりました。そうすると、これがなくなったとき、この作業を本当に維持できるかそういう危惧もございます。今のところずっと継続してやっていますのでありますが、それと本当に地域全体が高齢者になってしまったときに、どこまでこれを維持できるか、これも将来考えていかなければならないことだと思っています。

いい面と悪い面両方ありますけれども、この制度は有効に活用していただいて、そのためには地域の住民皆さんが、気持ちを本当に一つにしてやっていかなければ、維持できない制度だと思いますので、その点も啓発活動等も含めまして担当課と相談いたしまして、やってまいりたいと思っております。

○議長（大金市美君） 岩村文郎君。

〔6番 岩村文郎君登壇〕

○6番（岩村文郎君） ありがとうございます。町長は今、おっしゃられましたように地域の連帯感が必要だと。連帯感もできてくるということで、今お話を聞きますと那珂川町のモデル的な地域だなというふうに私は感じております。ぜひ、町長、トップとしてこの制度を大いに利用するPR作戦を展開していただきたいというふうに考えております。

それでは、もう1点お伺いしたいと思います。

今まで農地・水対策等中山間支払いの取り組み状況であります。実は那珂川町は非常に低いんですね、面積から言いますと。農地・水保全に取り組んでいるのが農地面積で17%なんですね、那珂川町は。そして中山間直接支払いを受けているのは9%、これ県内の平均を見ますとおおむね25%が県内の取り組み状況です。全国の平均を言いますと34%、目標が58%ということになっておりますが、県内では特に芳賀町が92%という取り組み状況で、すばらしい地域だなと、かなり交付を受けているなというふうに思っております。ぜひこの取り組みを積極的に取り組んでいただいて、少しでも営農活動の環境の整備、そして先ほど言いましたように地域の連帯感を強めていただきたいというふうに考えております。

いずれの政策も行政と農業者、関係者が一体となって課題の解決に向けて、車の両輪のごとく取り組む必要があると私は思っております。今後町は情報を農業者に素早く提供し、積極的に進めれば、地域の活性化につながると思っております。町長が考えております那珂川町をもっと明るく、もっと元気にとということにつながってきますので、町長みずから先頭になって取り組んでいただくことをお願いをし、また期待をして私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大金市美君） 6番、岩村文郎君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第2、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員としてご活躍いただいております藤田悦子氏は、本年6月30日をもって現在の任期が満了となります。

同氏は、平成23年7月1日から1期3年間、大変熱心にその職責を果たしてこられ、地域におきましても人望が厚く、人格識見ともに申し分のない方であることから、引き続き人権擁護委員をお願いしたいと考えております。

人権擁護委員の推薦に当たりましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められており、議会のご意見をいただき、法務省にご推薦申し上げたいと思っております。

なお、参考までに現在、当町の人権擁護委員は高林和男氏、長山宣弘氏、堀江喜代美氏、渡邊恵子氏、石川周一氏、薄井秀雄氏と、今回お願いいたします藤田悦子氏の7名であります。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第3、議案第2号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、馬頭広重美術館の館長について、現行は職員の中から館長職を任命していましたが、これを非常勤職とすることができるものとして、その報酬を規定するものであり、その報酬額はその特質性に鑑みて月額25万円とするものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案どおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第4、議案第3号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の

一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、昨年6月の公職選挙法の改正に伴い、所要の改正を行うものであり、公職選挙法第11条に規定する失権者について、成年被後見人の選挙権が回復されたことに伴う成年被後見人の項目が削除されたことによりこの条例から「失職」の文言を削除するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第5、議案第4号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、職員の時間外勤務手当の支給のうち、一月の時間外勤務が60時間を超えた場合の時間外勤務手当の支給について、労働基準法の規定趣旨に沿って文言の整合性を図るものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第6、議案第5号 那珂川町体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町体育施設条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

今回追加する小川南体育館及び小川南運動場は、小川南小学校が本年4月に小川小学校に統合することに伴い、体育館と夜間照明を持つ運動場を本町スポーツ振興のため社会体育施設として利用するものでございます。あわせて、使用料を同様施設と同額に定めるものです。

小川那珂川運動場につきましては、小川舟戸地内の那珂川右岸河川敷を国土交通省より占用して、テニスコート、ゲートボール場として利用してまいりましたが、現在、利用できる状態ではなく廃止をするものでございます。

谷田那珂川運動場につきましては、同様な施設順に表記するため、入れかえをするものです。

なお、薬利小学校の体育館につきましては、利用団体も少ないため、今後の利活用につきましては地元行政区など関係者と協議を行ってまいります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 那珂川町体育施設条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大安市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大安市美君） 日程第7、議案第6号 那珂川町カタクリ山公園条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第6号 那珂川町カタクリ山公園条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

カタクリ山公園につきましては、現在、NPO法人山野草保存会に森林の保育、清掃、施設の維持管理等を業務委託しているところでございますが、第2次那珂川町行財政改革推進計画において、指定管理者制度の導入をすべき施設として、平成27年度に目標を設定しているところでございます。

このことから、施設の設置条例について、指定管理者に関する条項の追加の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大安市美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大金 清君） 補足説明を申し上げます。

本条例の改正は、施設の廃止に伴う項目の整理とカタクリ山公園の管理に指定管理者制度を導入するために必要な規定を追加するとともに、不要となる条項を削除するものであります。

初めに、第3条の施設では老朽化のため使用禁止としていた木製の展望台を解体、撤去しましたので項目を削除するものであります。

第4条の指定管理者による管理は、町長が指定する法人そのほかの団体に施設の管理を行

わせることができることを定めるもので、第5条では指定管理者が行う業務を定めるもの
あります。また、改正前の第14条、管理の委託の条項を削除するものでございます。

附則は、施行日を定めるものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 那珂川町カタクリ山公園条例の一部改正については、原案のとおり決するこ
とに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第8、議案第7号 那珂川町下水道条例の一部改正についてを議
題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町下水道条例の一部改正
について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等による消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税率が引き上げられることにより、下水道料金の条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 上下水道課長。

○上下水道課長（秋元彦丈君） では、補足説明をいたします。

第16条は、使用料について定めたものとなっています。現在、総額表示いわゆる内税となっている料金を外税表示にし、消費税額を加算するよう改めるものであります。現在の使用料は消費税額が含まれる金額で基本料金が1,300円、超過料金が140円から160円となっております。今後の消費税の改正に対応できるよう、消費税額を含まない金額で基本料金は1,238円、超過料金を133円から152円の料金表示といたしました。

附則は、施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

益子輝夫君。

○2番（益子輝夫君） 消費税のことでここに基本料金1カ月1,238円とそれが1,300円になっているということは、基本的にこれは消費税が乗っかってないということですか。外税として新たに乗せたあれで町民に対しては請求するということになるのでしょうか。

○議長（大金市美君） 上下水道課長。

○上下水道課長（秋元彦丈君） そのとおりでございまして、今までは内税だったものを外税にして、掛ける消費税何%、予定では8%ですので8%加算した額を請求する形になります。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

○2番（益子輝夫君） そうするとですね、これは一般の11立方メートル未満で1,300円だったものが1,238円になる、ここに消費税8%プラスということによろしいんですね。そうすると金額的に幾らになるのでしょうか。

○議長（大金市美君） 上下水道課長。

○上下水道課長（秋元彦丈君） 8%という想定をしますとこれくらいになりますが、1,238

円が基本料金、掛ける８％で1,337円でございます。

○議長（大安市美君） よろしいですか。

○２番（益子輝夫君） 了解しました。

○議長（大安市美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大安市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

益子輝夫君。

○２番（益子輝夫君） 私は、消費税に反対する立場から、町民の負担が増えるということで、毎日使う水ですから欠かせないもので、これがたとえ８％上がったにしても、家族が多ければそれだけ負担がかかるということなので、この案には私は反対したいというふうに思います。

○議長（大安市美君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大安市美君） それでは、異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第７号 那珂川町下水道条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大安市美君） 起立多数と認めます。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大安市美君） 日程第９、議案第８号 那珂川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第8号 那珂川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、水道事業の変更認可申請に伴い、那珂川町水道事業設置等に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 上下水道課長。

○上下水道課長（秋元彦丈君） では、補足説明をいたします。

今回の改正は、上水道事業の計画を見直したところ、上水道給水人口及び1日最大給水量が減少し、増加が見込めないため給水人口を7,000人に、1日最大給水量を3,360立方メートルに改めるものです。

附則は、施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

益子輝夫君。

○2番（益子輝夫君） 水を使える量の増加を認められないということで絞ったということなんですが、これに対して何年間の統計とかそういうものがあるんだと思うんですが、その辺を示してもらおうと同時に、これによって水の出とかそういうことで影響を受けるようなことはないのでしょうか。

○議長（大金市美君） 上下水道課長。

○上下水道課長（秋元彦丈君） 現在、コンサルタントに委託しまして計画見直し中でございます。まず、人口でいきますと過去10年間の統計をとっております。給水区域人口が平成15年度で8,348人でありました。24年度ですと7,039人になっております。

続きまして使用水量の算定もやっております。平成15年度では1日平均使用水量2,211トンでございましたが、平成24年度では1,889トンでございます。これは1日平均使用でございます。

それと、人口が減っておりまして水量も最大給水量が減っておりますが、議員の皆様方もご存じのように、現在上水道区域内の水源施設は5カ所ありますが、河川の水位や地下水の

低下等により渇水期にあって取水量が懸念されているところでありました。そのために将来の安定供給を考えた場合、新たな水源を確保する必要性が出てきたため、現在、健武荒沢地内に水源を求めました。現在、その水源を利活用するために、区域内の水を見直し、当初の計画を変更する計画書を策定中でございます。

以上でございます。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

○2番（益子輝夫君） 水の確保って、非常に大変なんだなという感じはわかりましたが、将来を見据えたあれで今計画を立てているということですが、使う人たちにとって、水というのは欠かせないものですから、その辺も考えた上で計画を作成していただくことを要望して終わりにします。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号 那珂川水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第10、議案第9号 那珂川町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第9号 那珂川町水道事業給水条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、議案第7号と同様に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等による消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税率が引き上げられることにより、水道料金の条例の一部を改正するものがあります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 上下水道課長。

○上下水道課長（秋元彦丈君） では、補足説明いたします。

第27条、料金につきましては、現在、「消費税額が100分の105を乗じて得た額」となっているものを、「消費税額を加えた額」とするよう改めるものであります。

続きまして、34条、加入金につきましては、現在消費税額が含まれる金額で口径ごとに6万3,000円から367万5,000円となっております。今後の消費税の改正に対応できるよう、消費税額を含まない金額で口径ごとに6万円から350万円とするよう、料金表示を改めるものであります。

附則は施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

益子輝夫君。

○2番（益子輝夫君） 先ほどと同じあれなんです、消費税を抜いた額で表示されているんですが、最低のあれで13ミリメートル以下では6万円ということになっていますが、消費税8%を加えると幾らになるんですか。

○議長（大金市美君） 上下水道課長。

○上下水道課長（秋元彦丈君） ただいまの質問の34条の加入金でございますが、消費税の8%を含めると口径13ミリが6万円が6万4,800円となります。

以上でございます。

○2番（益子輝夫君） 了解しました。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、これより討論を行います。

先に本案に対する反対の討論。

益子輝夫君。

○2番（益子輝夫君） 私は、やはり先ほどの最低のあれでも6万円が6万4,800円になるということは、非常に家計にとっても負担になると思います。水道だけではなくあらゆるものに8%がかかってくるということは、町民の暮らしが大変な状況になると思います。特に小さい子供さんを抱える家庭の洗濯とかそういうものはばかにならないと思います。そういう点で4,800円というのは決して妥当な料金でもないし、消費税そのものに反対しますので、私は反対を表明します。

以上です。

○議長（大金市美君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、採決を行います。

異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第9号 那珂川町水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第11、議案第10号 那珂川町老人生きがいの家条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第10号 那珂川町老人生きがいの家条例の廃止について、提案理由を申し上げます。

老人生きがいの家につきましては、老人がその経験と知識を生かし、希望と能力に応じた生産、または創造的活動を行うための施設として、昭和61年に旧馬頭町の田町地内に設置され、陶芸や七宝焼、木工、竹工芸などの制作活動に使用されてまいりました。

その後、より充実した施設が開設したこともあり、利用を休止しておりましたが、施設の老朽化に加え、このたびの国道293号バイパス工事の用地買収に伴い、進入路の確保も困難になったことから、所期の目的を達成したものと考え、町老人生きがいの家条例の廃止を行うものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

益子輝夫君。

○2番（益子輝夫君） 生きがいの家の条例の廃止ということなのですが、建物は現在あるんでしょうか、そのままなんですか。それをもし解体するんですしたら、費用はどのくらいかかるのか教えていただきたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 建物は現在ございます。

なお、方向的には解体する方向で検討をしておりますが、まだ解体費用等について算定しておりませんので、今後検討をしたいというふうに思うところです。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

○2番（益子輝夫君） 解体するという事なのですが、具体的にいつという予定はできていないということなのですが、その辺、いつやるかはまだはっきりしないのであればはっきりしないということと、壊すことは確実だということだと今受け取ったんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 時期につきましては、補正を考えておりますので、今年度中という考え方で進めたいと思います。

以上です。

○2番（益子輝夫君） 了解しました。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号 那珂川町老人生きがいの家条例の廃止については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号～議案第16号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第12、議案第11号 平成25年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、日程第13、議案第12号 平成25年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について、日程第14、議案第13号 平成25年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、日程第15、議案第14号 平成25年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について、日程第16、議案第15号 平成25年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第17、議案第16号 平成25年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について、以上6議案は関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま一括上程されました、議案第11号から議案第16号、平成25

年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は2月に成立しました国の経済対策に伴う補正予算の関連事業であります農業基盤整備促進事業や、地方道路交付金事業などを計上するほか、年度末を迎え各種の事務事業費が確定し、国・県支出金が決定したこと、地方交付税やその他の歳入につきましても決定、あるいは見込みがつきましたので、最終的な調整を行い、補正予算を編成いたしました。

本年度予算化した事業は、おおむね完了する予定ですが、今回補正する事業のほか、一部年度内に完了見込みとならない事業がありますので、繰越明許費として、平成26年度に繰り越すことといたしました。

臨時福祉給付金事業費及び子育て世帯臨時特例給付金事業費は、消費税改正に伴い、低所得者及び子育て世帯対策として実施されます給付金事業の対象者把握のためのシステム改修費であります。

介護福祉施設等整備事業費は、旧和見小学校跡地に建設されます地域密着型特別養護老人ホームの建設補助金で、全額繰り越すものであります。

児童措置費は、子ども・子育て支援制度の導入により、システム改修を要するものであります。

農業基盤整備促進事業費は、松野・富山地区農道整備事業で、同じく地方道路交付金事業費は、町道76号線で、国の経済対策により追加前倒しで予算化するものであります。

以上6件であります。

次に、歳入の主なものを申し上げますと、地方交付税は普通交付税及び震災復興特別交付税の確定によるもので、5億5,749万円を増額、国庫支出金は、子ども手当支給事業費は、精算のため減額となったもの、地方道路交付金事業費や地域の元気臨時交付金などの追加交付により1,349万3,000円を増額、県支出金は、安心子ども特別対策事業費や農業基盤整備促進事業の追加認定によるものなどで、514万1,000円を増額するものであります。

また、繰入金のうち、基金繰入金は、当初予算等において予算措置しておりました財政調整基金、地域振興基金などを精査の上、3億8,730万3,000円を減額することといたしました。

繰越金は、前年度繰越金で5,976万7,000円を増額であります。

諸収入は、雑入等で旧馬頭東中学校体育館の災害共済金のほか5,120万円を計上いたしました。

町債は、各事業の執行状況、国・県補助金の確定状況、基金の充当などを精査して3億6,019万5,000円を減額することといたしました。

歳出の主なものを申し上げますと、第1は、総務費で職員退職手当特別負担金のほか公共交通確保対策事業費など2,517万1,000円を計上いたしました。

第2は、土木費で国の経済対策予算による地方道路交付金事業費や、急傾斜地崩壊対策事業費など1,954万7,000円を計上いたしました。

第3は、農林水産業費で、とちぎの元気な森づくり事業費などは減額となりましたが、農業基盤整備促進事業費の増額で650万1,000円を計上いたしました。

衛生費は、防災型太陽光発電システム整備事業の執行額が確定したほか、6,935万1,000円を減額計上いたしました。

このほか、民生費、商工費、消防費、教育費、公債費などについても、本年度予算化した事務事業を精査し、予算措置をいたしました。

その結果、補正額は1億1,200万円の減額となり、補正後の予算総額は84億410万円となりました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は、事業費の精算により保険給付費を増額するほか、事業費の確定により共同事業拠出金を減額するものであります。

これに要する財源は、国民健康保険税や国・県支出金は見込みにより減額し、一般会計繰入金及び繰越金などを充てることといたしました。

その結果、補正額は1億3,000万円の増額となり、補正後の歳入歳出予算の総額は23億2,530万円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金などを増額するほか、平成24年度事業費の確定により、一般会計繰出金などを予算措置するものであります。

これに要する財源は、後期高齢者医療保険料、繰越金等を充て一般会計繰入金を減額することといたしました。

その結果、補正額は900万円の増額となり、補正後の予算総額は1億9,800万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は保険給付費や消費税改正によるシス

テム改修費などを予算措置するものであります。

これに要する財源は、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金及び繰越金を充てることといたしました。

その結果、補正額は1億200万円の増額となり、補正後の予算額は17億円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。

今回の補正は、事業費の精算により施設管理費を減額するものであります。

これに要する財源は、繰越金を充て、負担金、使用料、一般会計繰入金を減額するものであります。

その結果、補正額は400万円の減額となり、補正後の予算総額は4億1,950万円となりました。

最後に、水道事業会計であります。

今回の補正は、事業費の確定によるもののほか特別損失など4,752万円を減額計上するものであります。

以上、一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤田悦男君） 補足説明をいたします。

補正予算書の6ページをごらんください。

第2表、繰越明許費でございますが、国の経済対策に係るものが主なるものでございまして、3款民生費、1項社会福祉費、臨時福祉給付金事業費は、消費税改正による低所得者対策給付金事業の対象者把握システム改修費で129万6,000円でございます。

介護福祉施設等整備事業費は、旧和見小学校跡地に整備されます地域密着型特別養護老人ホーム建設補助金で1億1,600万円、2項児童措置費諸費は、子ども・子育て支援法制定に伴うシステム改修費で712万8,000円、子育て世帯臨時特例給付金事業費は、消費税改正による子育て世帯臨時特例給付金事業費の対象者把握システム改修費で43万2,000円。

5款農林水産業費、1項農業費、農業基盤整備促進事業費は、松野・富山地区農道整備事業費で1,000万円。

7款土木費、2項道路橋梁費、地方道路交付金事業費は、町道76号線改良事業費で5,810万円を本年度内の支出が見込めないため、平成26年度に繰り越すものであります。

7ページをごらんください。

第3表、地方債補正であります。1、追加につきましては新たに地域交通確保事業限度額を1,000万円とするもの、2、変更につきましては、事業がおおむね確定したことにより増減するもので、地域医療確保事業は、限度額3,500万円を4,320万円増額し、限度額を7,820万円とするもの、環境保全施設整備事業費は、限度額2億円を1億2,710万円減額し、限度額を7,290万円とするもの、道路整備事業は、限度額を1億5,500万円を1,500万円減額し、限度額を1億4,000万円とするもの、消防施設事業費は、限度額7,900万円を7,010万円減額し、限度額を890万円とするものです。

小学校整備事業は、地域の元気臨時交付金を充当したことにより、限度額3,700万円を全額減額しゼロ円とするものです。

中学校整備事業は、限度額1,300万円を360万円減額し、限度額を940万円とするものです。

臨時財政対策債は、額の確定に伴い限度額3億円を1億6,059万5,000円減額し、限度額を1億3,940万5,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書により歳入から申し上げます。

12ページをごらんください。

9款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金の補正額は、額の確定により761万9,000円減額するもの、10款地方交付税、1項1目地方交付税は、5億574万9,000円の増で今年度の普通交付税及び震災復興特別交付税の確定により増額するものです。

12款分担金及び負担金、2項1目民生費負担金の補正額は、720万3,000円の増で保育児童保護者負担金は、入所園児の低年齢化によるものでございます。

13款使用料及び手数料、1項6目教育使用料の補正額は、300万円の減で美術館観覧料の使用料によるものです。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は、1,906万7,000円の減で保険基盤安定費、児童手当給付費のほか各事務事業の確定によるものでございます。

続きまして13ページに続きます。

2項1目民生費国庫補助金の補正額は、373万円の減で障害者自立支援事業費、次世代育成支援対策交付金の確定及び臨時福祉交付金、子育て世帯臨時特例給付金事業費の追加によるものでございます。

2目衛生費国庫補助金の補正額は、2,051万2,000円の減で、がん検診推進事業費、再生可能エネルギー導入促進支援対策事業費の確定によるもの、3目土木費、国庫補助金の補正

額は、2,088万7,000円の増で地方道路交付金事業費の追加認定によるもの、及び地域住宅交付金事業費、住宅建築物耐震改修等事業費の確定によるものでございます。

4目教育費、国庫補助金の補正額は、20万円の減でへき地児童・生徒援助費の確定によるもの、6目総務費国庫補助金の補正額は、3,611万5,000円の増で市町村合併推進体制整備費の確定及び地域の元気臨時交付金の追加交付によるものでございます。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は、10万1,000円の減で保険基盤安定費、児童手当給付費のほか各事務事業の確定によるもの、2項1目総務費県補助金の補正額は、60万円の減で里の守サポート事業の確定によるもの。

14ページに入ります。

2目民生費県補助金の補正額は、441万7,000円の増で重度心身障害者医療費、障害者自立支援事業費ほか各事務事業の確定及び安心こども特別対策事業の追加によるもの、3目衛生費県補助金の補正額は、113万9,000円の減で健康増進事業費、妊産婦健診支援事業費、地域自殺対策緊急強化事業費の確定によるもの、4目農林水産業費県補助金の補正額は、444万3,000円の増で農業基盤整備促進事業費の追加認定によるもの、元気な森づくり市町村交付金ほか事業費の確定によるものでございます。

5目商工費県補助金の補正額は、170万4,000円の減で緊急雇用創出事業費の確定によるもの、6目土木費県補助金の補正額は、17万5,000円の減で栃木県民間住宅耐震診断改修補助事業費の確定によるものでございます。

17款寄附金、1項1目一般寄附金の補正額は、25万円の増で一般寄附金に係るもの、2目民生費寄附金の補正額は、70万円の増で福祉基金に係るもの、3目教育費寄附金の補正額は、261万4,000円の増で奨学基金、教育文化基金に係るものであります。

15ページに続きます。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金の補正額は、3億8,000万円の減、2目地域振興基金繰入金の補正額は、1,000万円の減で事業費の確定により一般財源の収入状況を勘案し、平成26年度以降の財源確保のため、当初予定した基金の繰り入れを減額するものでございます。

4目奨学金基金繰入金の補正額は、128万4,000円の減で貸付金及び給付金の確定により減額するもの、6目東日本大震災復興推進基金繰入金の補正額は、200万円の増で事業確定により一般会計への繰入金でございます。

3項1目後期高齢者医療特別会計繰入金の補正額は、198万1,000円の増で事業確定によ

る一般会計への返納金でございます。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は、5,976万7,000円の増で前年度繰越金でございます。

20款諸収入、3項2目奨学金貸付金元利収入の補正額は、82万1,000円の増で貸付金及び給付金の元利収入見込み額の増によるものでございます。

16ページに入ります。

4項1目民生費受託収入の補正額は、200万円の減で保育園受託事業収入に係るものです。

5項3目過年度収入の補正額は、327万6,000円の増で過年度分社会福祉費国庫負担金、県負担金に係るもの、4目雑入の補正額は、4,910万3,000円の増で建物等災害共済金は旧馬頭東中学校体育館火災消失によるものでございます。

21款町債、1項1目衛生債の補正額は、8,390万円の減で地域医療確保事業、環境保全施設整備事業に係るもの、2目土木債の補正額は、1,500万円の減で道路整備事業に係るもの、3目消防債の補正額は、7,010万円の減で消防施設整備事業に係るもの、4目教育債の補正額は、4,060万円の減で小学校整備事業、中学校整備事業に係るもの。

17ページに続きます。

5目臨時財政対策債の補正額は、1億6,059万5,000円の減で額の確定によるもの、6目総務債の補正額は、1,000万円の増で地域交通確保事業に係るものであります。

18ページ、続きまして歳出に入ります。

2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は、2,102万7,000円の増で職員人件費は退職手当特別負担金に係るもの、4目財産管理費の補正額は、172万7,000円の減で庁舎整備事業費は委託料等事業費の確定によるもの、6目公共交通確保対策事業費の補正額は、682万1,000円の増で公共交通確保対策事業費は生活バス路線運行維持費、デマンド交通運行事業費の確定によるものでございます。

2項2目まちづくり費の補正額は、106万円の減でまちづくり諸費は里の守サポート事業の確定によるもの、4目財政調整基金等の補正額は、11万円の増で財政調整基金費及び東日本大震災復興推進基金費は、基金利子相当分の積立を追加するものでございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は、1,454万円の減で福祉基金費は基金利子及び寄附金相当分を積み立てるもの、国民健康保険特別会計繰出金は、財政安定化支援事業分の増によるもの、後期高齢者医療費は医療給付費負担金、保険基盤安定金費及び事務費繰入金等の確定によるもの、後期高齢者医療広域連合負担金は事務事業の精算確定によるもの

の、臨時福祉給付金事業費は国の経済対策で追加されたもの。

19ページに続きます。

2目障害者福祉費の補正額は、186万円の減で重度心身障害者医療費、障害者福祉サービス事業費、障害者程度区分認定等事務費、障害者福祉諸費は、支出見込みを精査したもの、3目老人福祉費の補正額は、801万4,000円の増で老人措置費、介護予防費は支出見込みを精査したもの、介護保険特別会計繰出金は介護給付費の増によるもの、老人福祉諸費は業務費を精査したほか、低所得者利用者対策事業費の過年度返納金でございます。

2項1目保育園費の補正額は、382万7,000円の増で臨時調理員、加配職員の賃金に係るもの、2目児童措置費の補正額は、1,699万5,000円の減で児童手当支給事業費、放課後児童クラブ運営事業費、児童措置費支出見込みを精査したもの、子育て世帯臨時特例給付金事業費は、国の経済対策で追加されるもの。

20ページに入ります。

3目母子福祉費の補正額は、280万円の減で子ども医療費、身体障害児等対策費は、支出見込みを精査したものでございます。

4款衛生費、1項1目衛生総務費の補正額は、100万円の減で衛生総務諸費は健康管理センター臨時職員賃金の支出見込み額を精査したもの、2目予防費の補正額は、1,080万円の減で、母子保健衛生費は妊婦健診事業の支出見込みを精査したもの、予防接種費は予防接種事業委託料の支出見込みを精査したものでございます。

3目健康増進費の補正額は、116万1,000円の減で健康増進事業費は健診業務委託料の支出見込みを精査したもの、4目環境衛生費の補正額は、5,473万5,000円の減で東部地区簡易水道事業費は特別会計の事業費確定に伴い精算するもの、環境のまちづくり費は、防災型太陽光発電システム整備事業の事業費確定に伴い精査したもの、環境衛生諸費は、環境審議会委員報酬及び食物放射性物質検査委託料の支出見込みを精査したものでございます。

4目公園墓地管理費の補正額は、74万5,000円の増で公園墓地内のカラマツ撤去費用等を計上したものでございます。

21ページに続きます。

2項1目ごみ処理費の補正額は、240万円の減でごみ収集運搬業費は、事業の確定によるものでございます。

5款農林水産業費、1項5目農地費の補正額は、850万円の増で県単農業農村整備事業費は事業の見込みによるもの、農業基盤整備促進事業費は松野・富山地区農道整備事業の追加

認定によるものでございます。

2項2目林業振興費の補正額は、200万円の減でとちぎの元気な森づくり事業費は、事業の確定によるものでございます。

6款商工費、1項1目商工総務費の補正額は、170万4,000円の減で緊急雇用創出事業費は事業費の確定によるもの、2目商工業振興費の補正額は、131万円の減で企業誘致推進費は事業費の確定によるもの、3目観光費の補正額は、90万円の減で、まほろばの湯施設管理費は、施設管理に係る経費を精査いたしました。

22ページに入ります。

7款土木費、1項1目土木総務費の補正額は、70万8,000円の減で住宅建築物耐震改修等事業費は事業費の確定によるものです。

2項3目道路新設改良費の補正額は、2,044万円の増で地方道路交付金事業費は町道76号線の追加認定によるもの、町道改良舗装事業費は支出見込みを精査したものでございます。

3項1目砂防費の補正額は、778万8,000円の増で急傾斜地崩壊対策事業費は松野・城間地区の県営事業に対する負担金に係るものです。

4項3目下水道費の補正額は、797万3,000円の減で公共下水道事業費は下水道事業特別会計の繰出金を精査したものです。

23ページに続きます。

8款消防費、1項1日常備消防費の補正額は、2,806万円の減で常備消防費は南那須地区広域行政事務組合の消防庁舎整備事業費負担金を精査したもの、2目非常備消防費の補正額は、160万円の増で消防管理運営費は出動交付金を増額するものでございます。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は、36万円の減で事務局費は教師用パソコンの更新リース料確定によるもの、外国語指導助手設置費は派遣業務委託料確定によるもの、奨学金運営費、菊池俊男育英会奨学金運営費は貸付金及び給付金の減によるもの、及び基金利子及び寄附金相当分を積み立てるものでございます。

2項1目学校管理費の補正額は、1,782万6,000円の減で小学校統廃合準備費はスクールバス購入費の確定によるもの、学校管理諸費は非構造部材耐震点検業務確定によるもの。

24ページに入ります。

24ページ、2目教育振興費の補正額は、107万4,000円の減で教育振興諸費は就学等援助費の精査によるもの、3目学校施設整備費の補正額は、304万円の減で薬利小学校施設整備費はトイレ改修工事、小川南小学校施設整備費は、体育館耐震工事の確定によるものでござ

います。

3項1目学校管理費の補正額は、144万9,000円の減で学校管理諸費は非構造部材耐震点検業務確定によるもの、2目教育振興費の補正額は、50万円の減で教育振興諸費は就学等援助費等の精査によるものでございます。

5目学校教育整備費の補正額は、590万円の減で馬頭中学校施設整備費は体育館新築設計業務確定によるものでございます。

5項1目社会教育総務費の補正額は、130万円の増で教育文化基金費は旧馬頭東中学校財産処分に係る補助金相当額のほか、基金利子及び寄附金相当額を積み立てるものでございます。

25ページに続きます。

6項3目給食センター費の補正額は、329万円の減で管理運営費を精査したものでございます。

11款公債費、1項2目利子の補正額は、700万円の減で町債償還利子は借入金の減少及び基金期間の見直しによるものでございます。

26ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でございますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 説明の途中ですが、ここで休憩をいたします。

再開は2時20分といたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

休憩前に続いて、説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本民夫君） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足説明をいたします。

補正予算書8ページをごらんください。

事項別明細書により歳入から申し上げます。

1 款国民健康保険税、1 項 2 目退職被保険者等国民健康保険税の補正額は、769万9,000円の減で退職被保険者に対する現年度課税分の精算見込みによるものです。

4 款国庫支出金、1 項 2 目高額医療費共同事業費負担金の補正額は、73万5,000円の減、3 目特定健康診査等負担金の補正額は、16万8,000円の減とともに国庫負担金の確定によるものです。

7 款県支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業費負担金の補正額は、73万5,000円の減、2 目特定健康審査等負担金の補正額は、16万8,000円の減で国庫支出金同様ともに県費負担金の確定によるものです。

10 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金の補正額は、714万7,000円の増で保険基盤安定繰入金の確定により法定繰入分を増額するものです。

11 款繰越金、1 項 2 目その他繰越金の補正額は、1 億3,235万8,000円の増で前年度繰越金です。

10ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、2 項 1 目賦課徴収費の補正額は、43万円の増で賦課徴収に係る費用の精算見込みによる減額並びに国民健康保険情報システム更新に伴う改修費の増額によるものです。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費の補正額は1 億767万3,000円の増、2 目退職被保険者等療養給付費の補正額は1,400万円の減で、ともに医療費の精算見込みによるものです。

同じく、2 項 1 目一般被保険者等高額療養費の補正額は2,500万円の増、退職被保険者等高額療養費の補正額は500万円の減で、ともに高額療養費の精算見込みによるものです。

5 項 1 目葬祭費の補正額は、50万円の増で3 月分までの葬祭を見込んで10件分を増額するものです。

3 款後期高齢者支援金、1 項 1 目後期高齢者支援金の補正額は、371万7,000円の増で後期高齢者支援金及び関係事務費拠出金の確定によるものです。

4 款前期高齢者納付金、1 項 1 目前期高齢者納付金の補正額は、34万6,000円の減で前期高齢者納付金及び関係事務費拠出金の確定によるものです。

6 款介護納付金、1 項 1 目介護納付金の補正額は、410万4,000円の増で介護納付金の確定によるものです。

7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費拠出金の補正額は294万3,000円の減、4 目保

険財政共同安定化事業拠出金の補正額は1,270万3,000円の減で、ともに国民健康保険団体連合会拠出金の確定によるものです。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費の補正額は100万円の減、2項1目保健衛生普及費の補正額は29万1,000円の減で、ともに事業費の精算見込みによるものです。

同じく、3項1目健康管理事業費の補正額は、135万円の増で3月末までの人間ドック、脳ドック等の受診者増を見込んで補助金額を増額するものです。

11款諸支出金、1項3目一般被保険者償還金の補正額は、2,350万9,000円の増で平成24年度療養給付費負担金の精算に伴う国庫への償還金です。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算について、補足説明をいたします。

補正予算書8ページをごらんください。

事項別明細書による歳入から申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目後期高齢者医療特別徴収保険料の補正額は385万4,000円の増、2目後期高齢者医療普通徴収保険料の補正額は511万円の増で、ともに保険料の精査によるものです。

3款繰入金、1項1目事務費繰入金の補正額は67万5,000円の増で、健診事業費等事務費の精算見込みによるもの、2目保険基盤安定繰入金の補正額は、262万円の減で保険料軽減額の確定によるものです。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は、198万1,000円の増で前年度繰越金です。

9ページ、歳出に入ります。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は634万4,000円の増で、保険料負担金及び保険基盤安定負担金の確定によるものです。

3款後期高齢者健診事業費、1項1目後期高齢者健診事業費の補正額は67万4,000円の増で、受診者の増によるものです。

4款諸支出金、2項1目繰出金の補正額は、198万2,000円の増で前年度医療費精算に伴う一般会計への繰出金です。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明をいたします。

補正予算書 8 ページをごらんください。

事項別明細書の歳入から説明いたします。

1 款介護保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料の補正額は 675 万 2,000 円の増で、被保険者の増によるものです。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の補正額は、1,958 万 4,000 円の増で、介護給付費の増によるものです。

2 項 4 目事業費交付金の補正額は 26 万 1,000 円の増で、事業費の確定によるものです。

4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金は 2,118 万 2,000 円の増、5 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の補正額は、741 万 2,000 円の増で、いずれも介護給付費の増によるものです。

6 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金の補正額は、1 万円の増で介護給付費準備基金の利子です。

9 ページをごらんください。

7 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金の補正額は、1,268 万 5,000 円の増で介護給付費の増によるものです。

2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金の補正額は 1,971 万 4,000 円の減、2 目地域支援事業繰入金、介護予防事業の補正額は 7 万 3,000 円の減、3 目地域支援事業繰入金、包括的支援事業、任意事業の補正額は 21 万 3,000 円の減で、いずれも歳入増による繰入金を減額するものです。

8 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は、5,411 万 4,000 円の増で前年度繰越金です。

次に、10 ページに移ります。

歳出について説明いたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の補正額は 52 万 5,000 円の増で、介護保険制度の改正に伴うシステム改修事業の業務委託料です。

2 款保険給付費、1 項 1 目居宅介護サービス給付費の補正額は 7,336 万 4,000 円の増、2 目地域密着型介護サービス給付費の補正額は 1,580 万円の増で、いずれも給付費の増によるものです。

2 項 1 目介護予防サービス給付費の補正額は、340 万円の増で給付費の増によるもの、6 目介護予防住宅改修費の補正額は、80 万円の減で給付費の減によるもの、7 目介護予防サービス計画給付費の補正額は、70 万円の増であります。

11ページに移ります。

6項1目特定入所者介護サービス費の補正額は、900万円の増でいずれも給付費の増によるものであります。

5款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金の補正額は、1万1,000円の増で基金利息分です。

以上で、介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 上下水道課長。

○上下水道課長（秋元彦丈君） 続きまして、下水道事業特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書の8ページ、事項別明細により歳入から申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金の補正額は、200万円の減で公共下水道事業受益者負担金の減によるもの、2款使用料及び手数料、1項1目使用料の補正額は600万円の減で、現年度分下水道使用料の減によるものです。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は797万3,000円の減で、施設管理費の確定によるものです。

5款繰越金、1項1目繰越金の補正額は、1,094万6,000円の増で前年度繰越金であります。

6款諸収入、1項1目雑入の補正額は、102万7,000円の増で東京電力からの補償金であります。

9ページをごらんください。

歳出に入ります。

1款下水道事業費、1項1目総務管理費の補正額は、40万円の減で受益者負担金一括納入報償金の減によるもの、1項2目施設管理費の補正額は、360万円の減で汚泥処分費の精査によるものであります。

以上で下水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、那珂川町水道事業会計補正予算について補足説明いたします。

3ページをごらんください。

別表、企業債補正であります。変更は1件で建設改良事業は当初予定していた和見、健武地内の県道の道路改良工事に伴う配水管布設替え工事が実施されないことから、これらを精査し、4,500万円を減額して限度額を3,000万円とするものであります。

5 ページをごらんください。

補正予算実施計画により、収益的収入及び支出についての収入から申し上げます。

2 款東部地区簡易水道事業収益、2 項 1 目他会計補助金の補正額は、7,000 円の減で企業債償還利息の確定によるものであります。

支出に入ります。

1 款上水道事業費用、1 項 1 目原水及び浄水の補正額は18万6,000円の減で委託料確定のため、3 項 1 目過年度損益修正損は、18万6,000円の増で水道使用料の不納欠損処分に要する費用を計上いたしました。

2 款東部地区簡易水道事業費用、1 項 1 目原水及び浄水費の補正額は、12万5,000円の減で委託料確定のため、3 項 1 目過年度損益修正損は11万8,000円の増で、上水道事業と同様水道使用料の不納欠損処分に要する費用であります。

続きまして、6 ページをごらんください。

資本的収入及び支出についての収入から申し上げます。

1 款上水道事業収入、1 項 1 目工事費負担金は917万円の増で、田町地内国道293号、馬頭バイパス工事による配水管布設がえ工事实施に伴う県からの補償金です。

2 項 1 目企業債の補正額は、2,500万円の減で、和見、健武地内の県道の道路改良工事が実施されないことにより、配水管布設替え工事係る額を減額するものであります。

2 款東部地区簡易水道事業収入、2 項 1 目他会計補助金は、199万3,000円の減で事業費の確定によるものであります。

2 項 2 目国庫補助金は530万円の減、3 項 1 目企業債の補正額は2,000万円の減で、大内、光崎地内の県道整備の新規計画により、配水管布設替え工事を延期したためです。

次に、支出に入ります。

1 款上水道事業支出、1 項 2 目配水設備費の補正額は、3,000万円の減で和見、健武地内の県道の道路改良工事が実施されないことによるものです。

2 項 1 目企業債償還金の補正額は、48万円の増で償還金免除、繰上償還による町債償還元金に要する経費であります。

2 款東部地区簡易水道事業支出、1 項 2 目配水設備費の補正額は、1,800万円の減で大内、光崎地内の県道整備の新規計画により、配水管布設替え工事を延期したためです。

次に、前に戻りまして1 ページをごらんください。

下から4行目の第3条であります。本条は、資本的収入額が資本的支出額に不足する場

合の補填財源について定めたものであります。今回の補正により資本的収支の不足額が1億2,387万9,000円から1億1,948万2,000円と439万7,000円減額となることから、補填財源のうち建設改良積立金を439万7,000円減額し、3,887万4,000円から3,447万7,000円とするものであります。

7ページは資金計画でありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で、一般会計、4特別会計及び水道事業会計の補正予算の説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名、ページ数をお示してください。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第11号 平成25年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第11号 平成25年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 平成25年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第12号 平成25年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 平成25年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第13号 平成25年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 平成25年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第14号 平成25年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 平成25年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 平成25年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決については、原案のお

り決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号及び議案第18号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第18、議案第17号 町道路線の認定について、日程第19、議案第18号 町道路線の廃止について、以上2議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま一括上程されました議案第17号 町道路線の認定について、及び議案第18号 町道路線の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、認定路線の旭緑町線、川崎口線は国道バイパスの開通に伴い、旧道の一部を栃木県から管理移管を受けるため認定するものでございます。

次に、舟戸那珂川線、小口那珂川線ですが、新那珂橋が被災のため落橋し、矢板那珂川線が通行不能となったため、橋の両岸部分を栃木県から管理移管を受けるため認定するものです。

次に、城間線ですが、林道として管理してまいりましたが、町道として管理することが適当であると考え認定するものであります。

続いて、廃止路線の清浄場線は、国道294号小川南バイパスの開通に伴い、接続する町道清浄場線が栃木県に管理移管するため、廃止するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 建設課長。

○建設課長（山本 勇君） 補足説明を申し上げます。

別紙参考資料をごらんになってください。

認定路線の旭緑町線は、起点を国道293号、旭町交差点から国道294号緑町交差点までの総延長1,493.2メートル、幅員8.5メートルから18.1メートルの路線であります。これは国道294号バイパスの一部供用開始に伴い、国道294号小川市街地内一部区間の管理移管を受けるため認定するものであります。

次に、舟戸那珂川線は、起点を国道294号舟戸交差点から旧新那珂橋までの総延長303.5メートル、幅員9.5メートルから18.5メートルの路線であります。小口那珂川線は、起点を県道小口小砂線、小口交差点から旧新那珂橋までの総延長205.5メートル、幅員9.4メートルから16.5メートルの路線であります。これらは旧新那珂橋が被災のため落橋したことにより、橋の兩岸一部県道区間が町に移管となることにより、舟戸那珂川線、小口那珂川線として認定するものです。

次に、川崎口線は、起点を国道293号荒神平交差点から三枚畑交差点までの総延長330メートル、幅員5.8メートルから23.9メートルの路線であります。これは、国道293号馬頭バイパス開通に伴い、バイパスに係る既存の国道部分が町に移管となることにより、川崎口線として認定するものです。

次に、城間線は起点を県道那須黒羽茂木線宿東地区交差点から国道293号ツバナ下地区交差点までの総延長3,793.6メートル、幅員4メートルの路線であります。これは国道293号と県道那須黒羽茂木線を結ぶ幹線道路として、また松野城間地区を通過する生活道路として、大変重要な路線のため認定するものであります。

次に、廃止路線の清浄場線は、起点を県道矢板那珂川線舟戸交差点から終点国道294号上町交差点までの総延長1,762.7メートル、幅員11.5メートルから28.5メートルの路線であります。今回、この町道を栃木県国道294号として管理移管するため、町道路線を廃止するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

阿久津武之君。

○9番（阿久津武之君） この町道路線の認定と廃止というのか、その部分につきましては十分理解いたしました。そういう中で、旭緑町線につきましては、ここは県道と町道が重複するということのか、28.何メートルですか、これ。交差面から。そうするとこの部分については、

維持管理というのはどうなんですか、そこら辺をちょっとお伺いいたします。

例えば、何かあったときのその後の修理といいますか、道路の、そういうものはどうなんですか、こういうのは。

○議長（大金市美君） 建設課長。

○建設課長（山本 勇君） 今言われた箇所につきましては、重複区間の28.7メートル、これは交差点の中の部分のところになります。その区間の管理につきましては、上位のあれである県道のほうで管理するという、内容によって県と協議をして両方で管理をしていくというような形になると思います。

○議長（大金市美君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

石田彬良君。

○11番（石田彬良君） 城間線についてご質問いたします。

城間線は、中間地点が主に国有林の部分が相当距離的にあるわけなんですけれども、近い将来に改良工事などもして、今の狭隘な道路から拡幅するようなことになると思うんですけれども、国有林の部分に関してはどのような話し合いがなされたか、お伺いいたします。

○議長（大金市美君） 建設課長。

○建設課長（山本 勇君） 今回の認定するに当たりましては、国有林のほうと協議はしておりません。今まで林道城間線として管理してまいりましたので、今後、ここを改修して広げるとかそういった場合には、営林署のほうと協議をしまして買収ではなくて対応しますよとか、そういったことになるかと思しますので、今回の認定に当たっては営林署のほうとは協議はしておりません。工事のときに協議するようになると思います。

○議長（大金市美君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第17号 町道路線の認定については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 町道路線の廃止については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号～議案第27号の一括上程、説明

○議長（大金市美君） 日程第20、議案第19号 平成26年度那珂川町一般会計予算の議決について、日程第21、議案第20号 平成26年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、日程第22、議案第21号 平成26年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、日程第23、議案第22号 平成26年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、日程第24、議案第23号 平成26年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、日程第25、議案第24号 平成26年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について、日程第26、議案第25号 平成26年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について、日程第27、議案第26号 平成26年度那珂川町簡易水道事業特別会計予算の議決について、日程第28、議案第27号 平成26年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、以上9議案は関連がありますので一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました、議案第19号から議案第27号 平成26年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計予算を提案するに当たり、町政執行に当たって、所信の一端を申し述べますとともに、予算案の要旨について説明を申し上げます。

我が国の経済を見ると、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦

略の3本の矢の効果もあって、実質GDPが4四半期連続でプラス成長となるなど、日本経済は着実に上向いてきております。一方、地方経済の景気回復実感は、中小企業、小規模事業者にはいまだ十分浸透していないのも事実でございます。今後は、4月からの消費税アップによる国民負担の増加や、1,000兆円を超えた国債等残高による日本財政の国債信用度が低下するなど、景気の今後の下振れリスクには引き続き注視する必要があります。

まず、国の平成26年度予算であります。95兆8,000億円と過去最高額を計上しており、未来への投資と暮らしの安全・安心を推進しながら、平成25年度補正予算と一体化として、機動的財政運営を実現するとしております。また、財政健全化も着実に前進させプライマリーバランスの改善、国債発行額の減少を目指しております。

地方財政対策では、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、一般財源総額を平成25年度の水準を確保するとしながらも、地方交付税は減額するとしております。また、臨時財政対策債を抑制し、一般財源の質を改善しながらも地域元気創造事業費等を増額確保するとしております。

続きまして、県の平成26年度予算であります。県では、大幅な財源不足見込みに適切に対応するため、財源不足額を実質収支の範囲内におさめ、収支均衡予算を継続することを基本としております。

新年度予算は、県税の増収が見込まれることから、0.5%の増で7,733億円と積極型の編成で、新とちぎ元気プランに掲げる、安心、成長、環境の3つの重点戦略の着実な推進を図るとしております。

本町の予算編成の考え方ではありますが、私の公約であります「働く喜びを実感できる町」、「我が子の笑顔あふれる成長が実感できる町」、「年老いても安心で、充実した生活が実感できる町」の3本柱を目標と定め、平成26年度予算については、那珂川町総合振興計画後期計画の着実な実現を目指し、安心・安全な生活基盤を構築するため、費用対効果の観点から各事務事業の見直しを図り、効果的な運用を基本に予算編成をしました。

また、予算編成に先立ち実施しました、各課との振興計画ヒアリングを踏まえて、長期的な視野に立ったまちづくりを基本に、編成作業を進めてまいりました結果、一般会計予算につきましては90億円となり、前年度に比較すると7億2,000万円、8.7%の増となりました。

この大幅増額の要因は、庁舎整備事業の本格的実施や、消防庁舎整備事業費負担金の増額、馬頭中学校体育館新築工事、小川運動場整備事業などの教育・体育施設の整備のほか、南那須地区広域行政事務組合保健衛生センター施設整備基金積立負担金などが主な要因でありま

す。

また、引き続き町道76号線や町道一渡戸大鳥線を含め8路線に取り組む道路整備事業や、学校教育の充実推進など生活基盤整備の充実を図るなどの事業計上によるものでございます。

また、一般会計に特別会計、水道事業会計を合わせた予算額は146億4,059万5,000円となり、前年度予算に比較すると10億4,336万2,000円、7.7%の増となりました。特にケーブルテレビ事業特別会計は1億500万円、27.6%の増となりました。

なお、介護保険特別会計は1億4,600万円、9.3%の増と3年連続で1億円以上の増額となり、一般会計からの負担も増加し厳しい状況であります。一層行財政改革を進め、町民福祉の向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、予算の主な内容について、ご説明申し上げます。

まず、一般会計の歳入であります。景気の動向や雇用情勢を踏まえ、個人住民税は前年度比900万円の増額を見込みましたが、固定資産税は近年の調定状況から2,500万円の減収を見込みました。

また、ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場から太陽光発電事業への転換などにより2,200万円の減収を見込みました。

地方交付税は、普通交付税、特別交付税と合わせて、前年度と同額の30億円を計上いたしました。

また、国庫支出金は、障害者自立支援事業費や地方道路交付金事業費の増額のほか、市町村合併推進体制整備費などにより、前年度に比較し1億704万9,000円の増となりました。

県支出金につきましても、児童手当給付費や緊急雇用創出事業費などの減額がありましたが、農業基盤整備促進事業費や再生可能エネルギー導入促進支援対策事業費など1,366万5,000円の増額を見込みました。

基金繰入金につきましては、事業の確実な推進と町民生活への影響を極力避けるため、財政調整基金から7億円を、庁舎整備事業費及び消防庁舎整備事業費負担金などとして、地域振興基金から2億円を繰り入れることといたしました。さらに復興支援、防災対策事業に取り組むため、東日本大震災復興推進基金から1,010万円を繰り入れることといたしました。

また、町債の発行額につきましては、庁舎整備事業費や馬頭中学校体育館整備事業費、消防庁舎整備事業費負担金など大型事業に着手するため、前年度と比べ4億2,300万円の増となりました。臨時財政対策債とあわせて交付税算入率の高い過疎対策事業債、合併特例事業債を有効に活用することといたしました。

続きまして、平成26年度予算の主要施策について、新規事業、重点事業を中心に、説明資料により説明いたします。

4ページをお開きください。

まず、安全・快適なユニバーサルデザインのまちづくりであります。都市基盤の整備の土地利用・都市計画では、町道一渡戸大鳥線、町道76号線を含めて8路線を重点的に整備することといたしました。

公共交通網の整備では、デマンド交通システムの運行及び那須烏山市との共同運行している馬頭烏山線のバス運行は、町民の足の確保に成果を上げてきておりますので、引き続き運行することといたしました。

生活環境基盤の整備、消防防災・交通安全・防犯基盤の整備では、常備消防、非常備消防の管理運営費に加え、南那須地区広域行政事務組合の消防庁舎整備事業費負担金、消防施設整備事業費として消防ポンプ車2台を計画更新する経費を計上いたしました。

5ページに入ります。

災害対策事業として、緊急災害時に指定しております町内40カ所の避難所に発電機を設置することといたしました。

「笑顔あふれる元気で心あたたかなまちづくり」の医療・保健の充実では、南那須地区広域行政事務組合病院費負担金のほか、高齢者インフルエンザなどの予防接種の支援や、女性特有のがん検診推進事業、自殺予防対策を含む精神障害者居宅生活支援事業など、各種保健事業を実施いたします。

高齢者福祉・社会福祉の充実では、ひとり暮らし高齢者等の緊急通報システム設置事業を充実するほか、介護予防事業、障害者福祉サービス事業を初め各種の事業を実施いたします。

6ページに入ります。

児童福祉・子育て支援の充実では、放課後児童クラブは平成26年度も継続して土曜日も開所することとし、従来からの保育園の運営とあわせ、子育て支援事業を充実いたします。

「人を育て未来を拓くまちづくり」の学校教育の充実では、馬頭高校存続に向けて、志願者の増加対策として馬頭高校通学費等補助金を計上し、通学環境の支援を行います。

また、小川地区3小学校の統廃合に伴い、小川小学校ではスクールバス運行の充実、駐車場の整備事業費を計上するほか、緊急災害時の避難所としての機能を高めるため、太陽光発電施設整備事業を実施いたします。

7ページに入ります。

施設整備事業においては、平成25年度から設計業務委託を進めてきました、馬頭中学校体育館の新築工事に着手するため経費等を計上いたしました。

スポーツ・レクリエーションの振興では、体育施設の整備として小川運動場及びテニスコート、駐車場整備のための経費を計上いたしました。

文化の振興では、平成27年度より風土記の丘資料館を県から移管を受ける準備とあわせて、郷土資料館運営の充実や、芸術文化活動の充実、各種文化団体の育成に取り組んでまいります。

国際交流の推進では、青少年海外体験学習事業として、引き続きアメリカ合衆国ホースヘッズ村に団員を派遣するほか、国際理解活動の充実を図るため、国際交流事業を推進してまいります。

「人がにぎわい活力あるまちづくり」の農林業の振興では、引き続き青年就農者の支援をする給付金事業に取り組めます。

新規事業では、昨年9月に「日本で最も美しい村」連合の加盟が決まりました小砂地区の地域交流事業の一環として、棚田のオーナー制度を支援することといたしました。

8ページに入ります。

農業基盤整備促進事業としては、松野・富山地区農道整備工事及び芳井地区排水路整備工事、浄法寺地区揚水機更新工事などに取り組めます。

また、イノシシ肉加工施設運営事業や森林保全のための森林整備地域活動支援交付事業、地元材の利用拡大を推進するための木材需要拡大事業、水産業振興のホンモロコ養殖事業補助などを継続して実施いたします。

商工業の振興では、国庫補助事業でありました緊急雇用創出事業が、平成25年度で終了したことから、町では地域雇用創出事業として事業内容を精査し、一部を単独事業として継続することといたしました。

また、従来から実施しております中小企業融資資金預託金は、町内事業所の要望等により新たに烏山信用金庫を対象とするため2,000万円の増額をし、商工業の振興を支援してまいります。

企業誘致活動の推進では、企業立地を促進するため、企業立地奨励金、雇用促進奨励金制度の経費を計上し、産業の振興と雇用の創出を図るとともに、企業訪問等を積極的に行ってまいります。

観光の振興では、本年度からゆりがねの湯、定住センターの管理運営を指定管理者制度で

の委託契約を締結し、効率的な運営を目指してまいります。その他、本町の観光資源の量及び質の高さが再認識され、マスコミ等でも多く取り上げていただいておりますので、観光協会等とも連携し、道の駅、地域情報発信施設を中心とした観光や地域情報のPRを強化してまいります。さらに地域ブランド認定事業といたしまして、農業、商工業、観光事業連携のもと、温泉トラフグ、八溝ししまる、ホンモロコなど、地域生産品の付加価値向上のために、各種のブランド化の推進に取り組んでまいります。

地域間連携交流の促進では、愛荘町、美郷町のほかふくろう協定を締結しました豊島区とも、引き続き交流を図り積極的に誘客活動を推進してまいります。

9ページに入ります。

「豊かな自然と共生するまちづくり」では、不法投棄対策に取り組むとともに、生活環境の保全では、し尿処理対策、ごみ収集対策の経費を計上いたしました。

「改革への道」では、本年度の庁舎整備事業費は、実施設計業務委託、造成工事等の経費を計上いたしました。

住民参加・協働の推進では、交流人口の増加を図るための対策として、引き続き協働によるまちづくりを推進するため、モデル地区の助成を行うとともに、平成21年度から実施しているメディア・アーツに加え、帝京大学、文星芸術大学との産学官連携及び各関係団体との連携を強化し、各種の事務事業を充実させることといたしました。あわせて「なかがわ元気プロジェクト連絡協議会」や、「日本で最も美しい村」連合加盟の小砂地区との連携を図ることといたします。

さらに、町の地域振興を図るための施策として、新規事業で地域おこし協力隊事業に取り組み、町の魅力の再発見と県内外に向けた誘客情報の発信を行ってまいります。

まちづくりの3大重点プロジェクトのうち、自然・環境との共生推進プロジェクトでは、引き続き太陽光発電等設備導入事業補助を継続することといたしました。

10ページに入ります。

次に、特別会計予算について説明いたします。

ケーブルテレビ事業特別会計であります。予算額は4億8,500万円で前年度に比較して1億500万円、27.6%と大幅な増額となりました。その要因は、合併後整備した高度化事業機器機類の更新時期を迎え、今後5年間をかけてリニューアルすることとしたため増額となったものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。予算額は22億5,000万円で、前年度に比較し

て6,200万円、2.8%の増となりました。療養給付費及び共同事業拠出金の増が主な要因であります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。予算額は2億500万円の前年度に比較して1,600万円、8.5%の増となりました。後期高齢者医療広域連合納付金が主なものであります。

次に、介護保険特別会計であります。予算額は17億1,400万円の前年度に比較して1億4,600万円、9.3%の増となりました。介護サービス給付、介護予防サービス給付等が主なものであります。

次に、下水道事業特別会計であります。予算額は3億円で平成25年度まで進めてまいりました馬頭地内の管渠工事を終了したため、前年度に比較して1,000万円、3.2%の減となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。予算額は4,700万円の前年度同額となりました。施設の維持管理費が主なものであります。

11ページに入ります。

簡易水道事業特別会計であります。予算額は2億700万円の前年度に比較して2,000万円、10.7%の増となりました。施設の管理運営費を中心に配水管布設替え工事等の経費を計上いたしました。

次に、水道事業会計について申し上げます。

予算の総額は、4億3,259万5,000円の前年度に比較して1,563万8,000円、3.5%の減となりました。上水道事業においては、荒沢地区水源確保事業設計委託ほか、配水管布設替え工事等東部地区簡易水道事業においては、谷川地区加圧ポンプ場築造工事ほか配水管布設替え工事などを予定しております。

以上、各会計の予算につきまして、その大要を申し上げましたが、一般会計において平成26年度に実施予定であった農業基盤整備促進事業費、地方道路交付金事業費など3月補正予算において経済対策予算を計上しておりますので、ご理解願いたいと思います。

今後も予算の執行に当たりましては、現在の厳しい財政状況を認識し、第2次行財政改革推進計画に沿った経常経費の節減、事務事業の見直しなどの改革を積極的に推進することになりますが、多種多様化する行政需要に速やかに対応するため、全職員一丸となって努力してまいり所存でありますので、議員の皆様におかれましては建設的なご意見、ご提言をいただき、町政発展のためご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます、私の所信の一端と平

成26年度予算の提案説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎予算審査特別委員会の設置、付託

○議長（大金市美君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第19号から議案第27号までについては、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第27号までについては、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては必要に応じて資料の提出を求めることができると決定しました。

ただいま議員全員を委員とする予算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決定しておりませんので、委員会条例第10条第1項の規定により、議長名をもって本会議終了後、直ちに予算審査特別委員会を議場に招集します。

◎休会について

○議長（大金市美君） お諮りします。

中学校の卒業式、休日及び予算審査特別委員会開催のため、3月7日から3月13日までの7日間は、本会議を休会としたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、3月7日から3月13日までは本会議を休会とすることに決定しました。

3月7日から3月13日までは本会議を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（大田市美君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時23分